

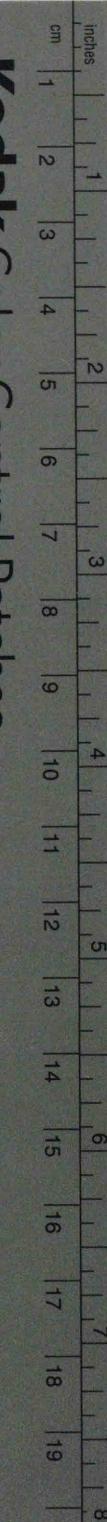
42953

教科書文庫

4
210
32-1911
25000 28051

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



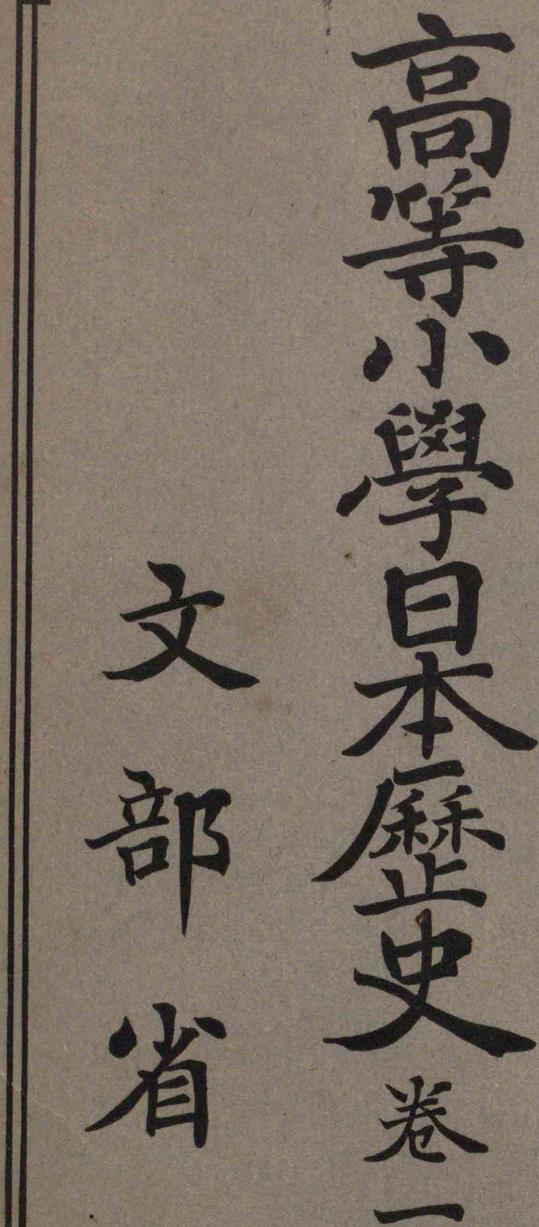
Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

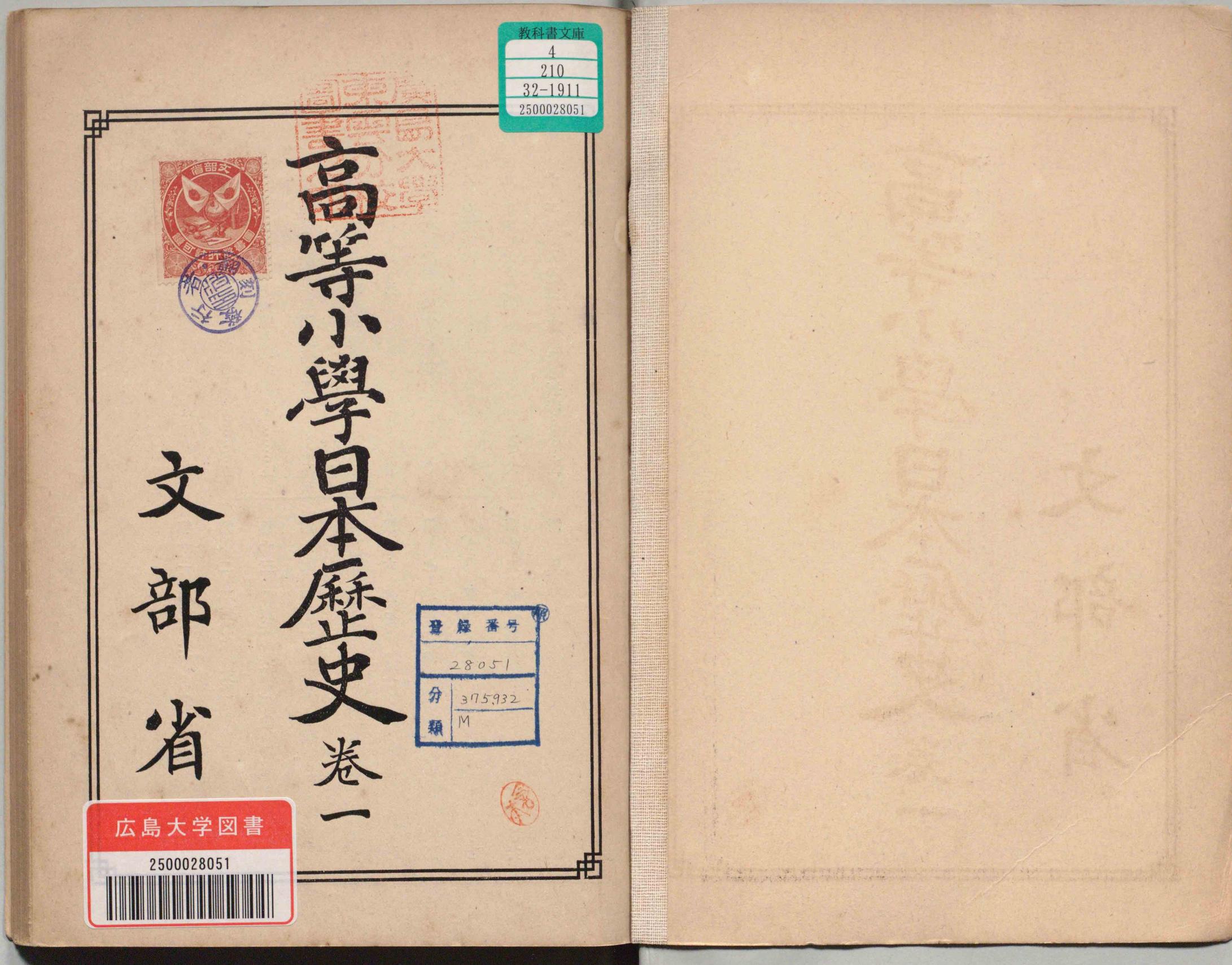
© Kodak, 2007 TM: Kodak

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



目 錄

第一 天孫の降臨	一	第十一 朝臣の榮華と武士の興起	三七
第二 神武天皇の創業	二	第十二 平安時代の文物	四
第三 皇威の振興と世運の進歩	三	第十三 藤原氏の失權と院政 僧兵	四五
第四 朝鮮の服屬と學問工藝の傳來	四	第十四 源平二氏の盛衰	四五
第五 佛教の傳來と物部蘇我兩氏の争	五	第十五 鎌倉幕府	五
第六 支那との交通	六	第十六 鎌倉時代の文物	六
第七 大化の革新と律令の制定	七	第十七 北條氏の滅亡	六
第八 奈良時代	八	第十八 建武の中興	七
第九 奈良時代の文物	九	第十九 吉野の朝廷	七
第十 平安時代の初期 藤原氏の擅權	十	附 錄	一

高等小學日本歴史 卷一

第一 天孫の降臨

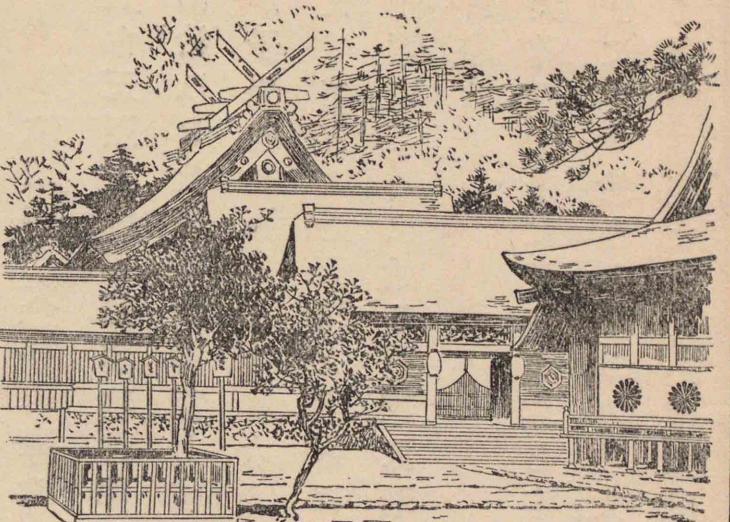
萬世一系の
皇統

太古天照大神、御孫瓊杵尊を此の國に降して、之を治めしめ給ひき。此の時大神詔してのたまはく、「豊葦原瑞穂國は我が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫ゆいて治めよ。寶祚の隆えまさんこと天壤とともに窮なかるべし。」と。萬世一系の皇統實にここに始る。豊葦原瑞穂國は即ち我が大日本帝國の古名なり。

大神の御弟に素戔鳴尊と申す勇猛なる御方ありき。早く出雲に降り給ひしが、其の子大國おほくにぬけ主命に至り、其の地方を領して勢頗る盛なりしかば、大神は經津つね主神・武甕雷神たけみかづちの二神を

大國主命

天孫の降臨



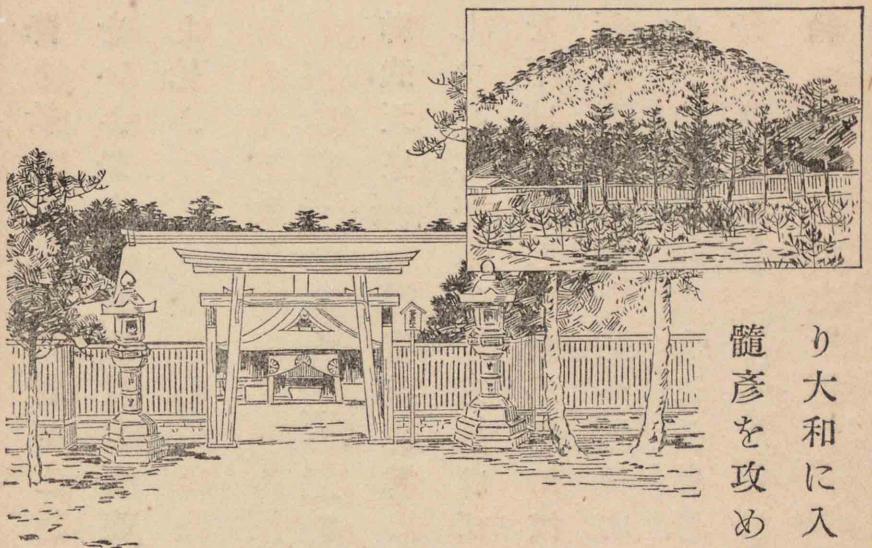
出雲に遣はして、此の國が永く大神の御子孫に屬すべきものなることを諭さしめ給ふ。命乃ち仰を承りて、悉く其の領せし國土を大捧げ、自ら杵築の宮に退き社給へり。後此の地に命を祀る。出雲大社是なり。

大國主命既に國土を捧げ奉りしかば、瓊瓈杵尊は大神より賜はれる三種の神器を奉じ、中臣氏の祖天兒屋根命、大伴氏の祖天忍日命、齋部氏の祖太玉命等を隨へて、日向に

降り給ひき。三種の神器とは八咫鏡・草薙劍及び八坂瓊勾玉をいふ。是より後、歴代の天皇相傳へて皇位の御しるしとなし給ふ。

第二 神武天皇の創業

神武天皇第一代は瓊瓈杵尊の御曾孫なり。天皇初め日向にましませしが、東の地方亂れて統一する所なき由を聞召し、之を平げて人民を安んじ給はんと、舟師を率ゐて日向を發し、行く行く軍備を整へ、瀬戸内海より難波を経て大和へ向ひ給へり。此の頃大和に長髓彦といふものあり、かねて天神の御子饒速日命に仕へたりしが、今や天皇の軍を率ゐて來り給へるを見て、之を拒ぎ奉りき。天皇乃ち路を轉じて紀伊よ



宮神原櫛び及山傍

り大和に入り、到る處に賊を平げて、更に長
髓彦を攻め給ふ。此の戦の時、いづこよりか
金色の鷦來りて御弓の弭
に止り、長髓彦の兵其の光
に眼眩きて、向ひ戦ふこと
能はざりき。されど長髓彦
頑冥にして尙降伏を肯ん
ぜざりしかば、かねてより
速に天皇に従ひ奉らんと
せし饒速日命は、長髓彦が
順逆の道理に暗く、遂に教
ふべからざるを見、之を殺

して歸順せり。是に於て天皇厚く命の忠義を賞し、重く之を
用ひ給へり。命は即ち物部氏の祖なり。是より天皇更に土蜘蛛
などといへる賊を平げ、悉く大和地方を定め給へり。
大和地方既に平定せしかば、天皇歎傍山の東南櫛原の地に
宮を造り、三種の神器を宮中に安置して、始めて即位の禮を
擧げ給へり。かくて中臣・齋部の二氏は祭祀を掌り、大伴・物部
の二氏は警衛を掌り、いづれも代代相繼ぎて其の職を守れ
り。國造・縣主なども此の御代より次第に定まりて、地方の政
治漸く整へり。

第三 皇威の振興と世運の進歩

神武天皇より御八代を経て崇神天皇第十代に即き給ふ。此

熊襲蝦夷の
征服

熱田神宮と

の御代に皇族の御方方を選びて、四方の國國に分ち遣はし給ひき。これを四道將軍といふ。將軍各地を巡回して人民をいつくしみ、朝命に従はざるものは討ちて之を平げしかば、是より皇威次第に遠隔の地方まで及べり。

然るに景行天皇第二十の御代に至りて熊襲先づ叛きしかば、天皇乃ち勇武なる皇子日本武尊を遣はして之を平げしめ給ふ。次いで蝦夷も亦叛くに及び、尊は詔を奉じて之をも征伐し給ひき。是より皇威愈々四方に振へり。

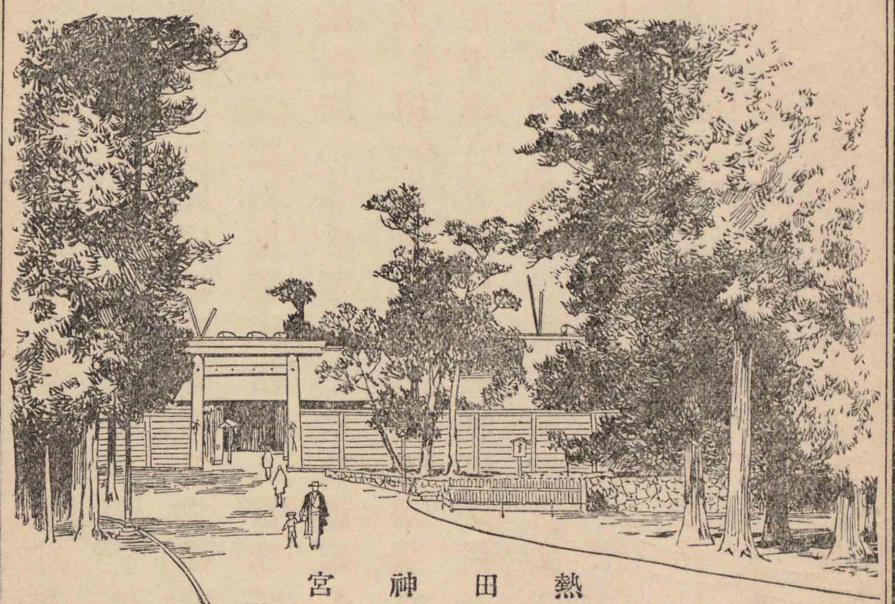
三種の神器は神武天皇以來常に宮中に安置せられしが、崇神天皇の御代に至り、之と殿を同じくして起臥することを憚り給ひ、新に八咫鏡と草薙劔とを模造せしめて、八坂瓊勾玉と共に宮中に留め給ふ。御代代の天皇の傳承し給ふ神器

大神宮
(圖の向參使勅祭嘗神)

は即ち是なり。神代以來の御鏡と御劔とは之を別宮に祀らしめ給ひしが、垂仁天皇第十代の御代に至り、皇女倭姫命をして更に之を伊勢に遷し祀らしめ給ふ。是即ち皇大神宮にして、御鏡を御靈代奉れるなり。其の後日本武尊蝦夷征伐の爲に東國へ向ひ給ひし時、神宮に参拜して御叔母倭姫

命より御劔を授けられ給ひしが、尊は御歸途に之を尾張に留め給ひき。熱田神宮は即ち此の御劔を祀り奉れる宮なり。

崇神天皇



田 崇神天皇は又人民の數を
神 しらべ、調物みつぎものとして始めて
宮 男よりは狩獵の獲物を、女
よりは手業の織物などを上らしめ給ひき。此の外、船
を造りて交通を便にし、池
溝を開きて農事を勧め給

ふなど、頻りに人民の利益を圖り給ひしかば、家富み物足りて、天下よく治れり。

任那の内附

朝鮮には此の頃三韓の外に任那みまなといふ國あり、隣國新羅と争ひて、國內安からざりしかば、天皇の御代に其の使者來朝して我が保護を求めたり。朝廷乃ち將軍を遣はして、之を鎮めしめ給ふ。是朝鮮に日本府あるの始なり。

垂仁天皇も亦深く御心を政治に用ひ給ひ、多くの池を作り溝を通じて農事を勧め給へり。又此の頃



垂仁天皇

貴人死すれば從者之に殉死するの習慣ありき。天皇之を憐み給ひ、詔して殉死を止め給ひき。後野見宿禰埴土にて人・馬等の形を作り、墓の周圍に立てて殉死に代へんことを請ひ奉る。天皇之を許し給へり。此の類を埴輪といふ。

第四 朝鮮の服屬と學問工藝の傳來

朝鮮の服屬

朝鮮は我が國と僅かに一海峽を隔てて相對し太古以來交通あり、任那の如きは既に崇神天皇の御代より我が屬國となれり。其の後神功皇后は武内宿禰と謀り、海を渡りて新羅を討從へ給ひ、次いで百濟も我に歸服し、高麗亦來りて朝貢するに至れり。

朝鮮の文物

朝鮮は早くより支那と交通して、其の學問・工藝を傳へ、文物

學問の傳來

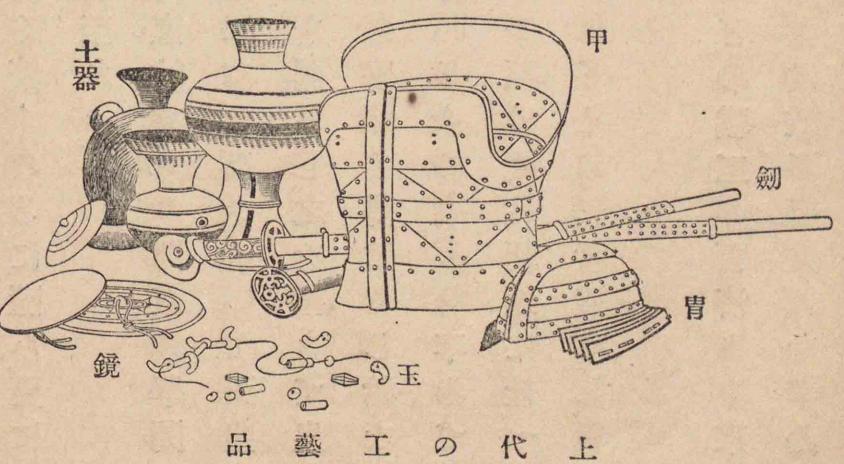
頗る開けたり。されば彼我の往來漸く繁くなるに隨ひ、更に其の學問・工藝を我が國に傳ふるに至れり。

應神天皇第五代の御代に百濟より阿直岐來れり。阿直岐學問ありしかば、皇子菟道稚郎子就きて學び給ひき。次いで天皇は更に王仁が深く學問に通じたるを聞召し、之を招きて皇子の師とし給へり。是我が國に支那の學問の傳はりし始なり。此の御代に又阿知使主あちの主といふもの多くの人人を率ゐて朝鮮より來れり。王仁・阿知使主等の子孫は代代朝廷に仕へて記錄を掌れり。是より後も朝鮮より多くの學者渡來し、我が國の學問爲に大いに進歩せり。

應神天皇の御代には又機織・鍛冶などの職工の百濟より來れるあり。秦氏の祖なる弓月君の如きは數多の人人を率ゐ

工藝の傳來

て百濟より歸化し、養蠶紡織を業
としたり。是より織物の業は次第
に進みしが、天皇は更に使者を支
那に遣はして機織・裁縫などに長
じたる工女を求めしめ、益此の業
の發達を圖り給へり。次いで雄略
天皇^{第二十}の御代にも、支那の工女
の我が招に應じて來れるあり、此
の外諸種の職工の朝鮮より來れ
るありて、我が國の工藝益進歩せ
り。



第五 佛教の傳來と物部・蘇我兩氏の爭 工藝美術の進歩

佛教の傳來

佛教はもと印度に起りたる宗教にして、後に支那・朝鮮に入り、遂に我が國にも傳はれるなり。紀元一千二百十二年、欽明天皇^{第二十}_{九代}の御代に百濟王使を遣はして佛像・經文等を朝廷に獻じ、盛に佛の功德を説けり。是に於て天皇は之を禮すべしと奏し、大連物部尾輿等は神の怒に觸れんと奏して之に反對し、議遂に決せず。天皇乃ち佛像を稻目に授けて試みに之を禮せしめ給ふ。間もなく疫病流行し、人多く死せしかば、尾輿等は是佛を禮するに因れりとし、奏請して佛像を難波の堀江に投じたり。

蘇我氏と物部氏

代

蘇我氏は孝元天皇^{かうげん}第八の曾孫武内宿禰の後なり。宿禰久しく朝廷に仕へて勳功多かりしかば、其の子孫大いに榮え、大臣に任せられて朝政に與るものも多かりしが、中にも蘇我氏最も著れたり。此の時蘇我氏と肩を並べて勢ありしものは物部氏なり。物部氏は其の祖饒速日命以來、大伴氏と共に朝廷に仕へて兵を統べしが、後、大伴氏漸く振はず、物部・蘇我の兩氏専ら勢を有するに至りしなり。隨ひて此の兩氏は互に勢力を争ひて相下らざりしが、今や佛教の事に就きて其の争愈甚だしくなれり。

稻目の子大臣馬子は父の志を繼ぎて亦深く佛を信じ、尾輿の子大連守屋は益^{ます}之に反対せしが、其の後蘇我氏の勢強盛にして、馬子は遂に守屋を攻殺せり。かくて推古天皇^{第三十代}の

物部氏の滅亡と佛教の興隆

工藝美術の進歩

建築

御代に至り、聖德太子篤く佛教を信じて馬子と共に其の興隆を圖り給ふに及び、佛教は頓に勢を加へたり。

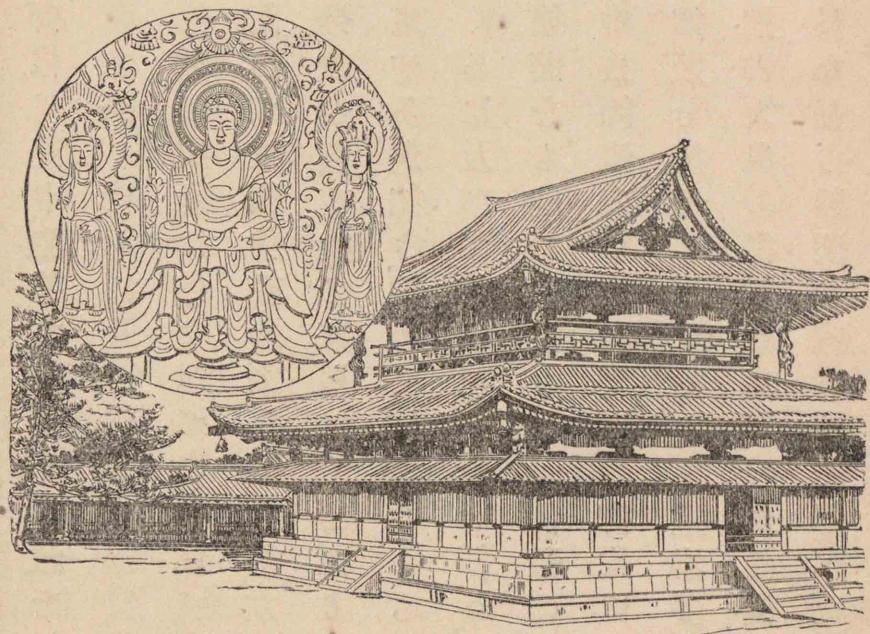
佛教の興隆に伴なひて寺を建て、佛像を造ること漸く多く、隨ひて建築・繪畫・彫刻等の技術大いに進歩せり。

抑、我が國舊來の家屋は地を掘りて柱を立て、葺くに茅を以てするが如き、極めて質素なるものなりき。朝鮮との交通開くるに及びて、其の建築術を傳へ、雄略天皇の御代には既に樓閣をも造るに至りしが、佛教の行はるるに伴なひて造寺の技師渡來し、推古天皇の御代には四天王寺・法隆寺等の大伽藍^{がらん}を始として、壯麗なる堂塔多く建立せられたり。

推古天皇の御代に高麗の僧曇徵^{どんちよう}といふもの來りて紙・墨・繪具などの製法を我が國に傳へたり。是より繪畫も頗る發達

繪畫刺繡

彫刻鑄金



法隆寺金堂と鳥佛師作釋迦三尊

して、壯大なる佛畫を
書き、又美麗なる繡佛
像などを作るに至れり。
彫刻も敏達天皇^{第三十代}
の御代に朝鮮より佛
工の渡來するありて、
其の術漸く進歩し、鑄
金の術亦行はれて、木
佛・銅佛等の製作あり。
推古天皇の御代には
丈六の銅佛をさへ鑄

支那と交通の起原

造せり。當時佛工の中にて鳥佛師最も有名なりき。

第六 支那との交通

九州地方の豪族の中には、早くより朝鮮を経て私に支那と
交通せしもの少からず。朝廷にありても、既に應神・雄略兩天
皇の御代には、使者を彼の地に遣はして工女を求めしめ給
ひしことありしが、兩國政府の直接に交通せしことは未だ
之あらざりき。

推古天皇の御代に至り、聖德太子は紀元一千二百六十七年
の十五年に小野妹子をのいもを支那に遣はして國書を隋帝に贈り、兩
國の交際を開かしめ給ひき。隋は此の頃支那を統一して、勢
甚だ強く、四隣の國國に對しては皆其の屬國なるが如く待

隋との國交

僧留學生派遣

遇せしが、太子は國書に「日出づる處の天子書を日没する處の天子に致す。」と記し給へり。

遣唐使

翌年妹子の歸朝するや、隋の使者之を送りて我が國に來れり。やがて其の使者の歸るに及び、更に妹子をして之を送りて隋に赴かしむ。此の時留學生高向玄理・留學僧南淵請安及び旻等朝命を奉じて之に隨ひ、彼の國に留學せり。是より支那の文物は朝鮮を經ずして直ちに我が國に傳はり、政治・風俗等次第に其の影響えいきょうを受くるに至れり。

既にして隋亡び唐新に起るに及び、舒明天皇じよめい_{第四代}三十は前例に

従ひて遣唐使を出し給へり。是より後兩國の交通次第に繁くして、學生・僧侶の彼の地に留學するもの益多く、盛に其の學問・技術を我が國に傳へしかば、我が文物是より大いに進

みたり。

第七 大化の改新と律令の制定

蘇我氏の無道

我が國には古來家家に定まる官職ありて代代相傳へ、又勢力あるものは次第に多くの土地・人民を私有するに至れり。されば朝政に與る家柄の人々は其の勢甚だ強くして、やもすれば威權ほしいまさを恣にするの傾あり。中にも蘇我馬子の如きは物部守屋を滅せし後、もはや之と肩を並ぶるものなかりしかば、無道の行甚だ多かりき。馬子の子蝦夷繼ぎて大臣となり、横暴の行亦多し。舒明天皇崩じて皇后即位し給ふ。これを皇極天皇第三十五代と申す。天皇の御代には蝦夷尙大臣たりしが、其の子入鹿自ら國政を執りて愈々兇惡を極め、天威をも

大化の革新

憚らず、遂には聖德太子の御子孫をも滅すに至れり。

蘇我氏の無道かくの如くなりしかば、中臣鎌足之を見て大いに憤り、之を除きて政治を改革せんと志し、遂に中大兄皇子を奉じて蝦夷・入鹿の二人を誅せり。皇子は舒明天皇の御子にして御母は皇極天皇にまします。是に於て孝德天皇第十六代卽位し給ひ、皇子は皇太子として天皇を輔け給へり。此の時支那の制に倣ひ始めて年號を大化と定め給ふ。是實に紀元一千三百五年の事なり。次いで大いに政治上の改革を斷行し給ふ。世に之を大化の革新といふ。

革新の政治

大化の革新に於ては、先づ官職世襲の舊制を改めて人材登庸の途を開き、新に左右大臣及び内臣を置き給へり。かくて内臣には鎌足を以て之に任じ、又曩に唐に留学せし高向玄



藤原 鎌足

理及び旻を博士に任じて種々の制度を定めしめ給ひ、やがて天下の土地人民を悉く朝廷に收め、戸籍を造り、班田授受の法を行ひ、租庸調の制を立て給へり。

班田授受の法とは人毎に一定の田地を班ち受け、其の人死すれば之を朝廷に收むる制度なり。

又租とは田地の收穫中より其の一部を納めしめ、庸とは人民を公役に使用する代りに米・布などを納めしめ、調とは織物其の他各地方の

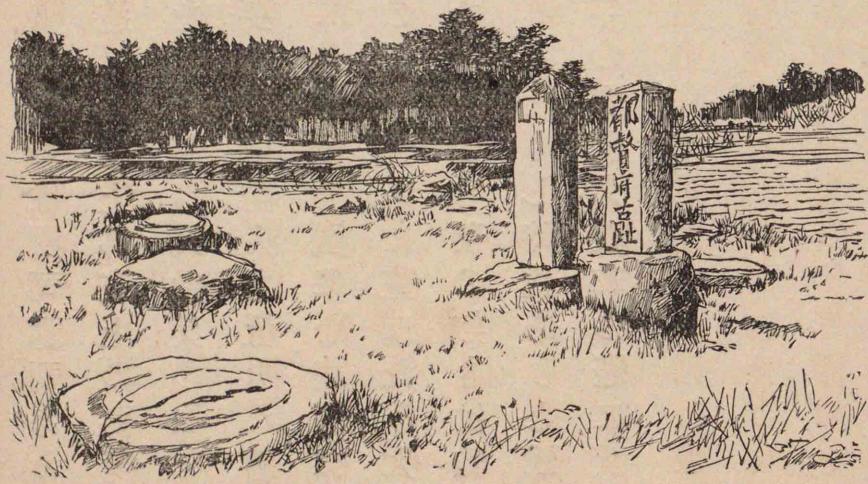
律令の制定

產物を納めしむるをいふ。其の他帝都を修め、國司・郡司等を置き、要所に關を設け、道路に驛を置く等、種々の新法をも定め給へり。

孝德天皇崩御の後、皇極天皇重祚し給ふ。これを齊明天皇第十七と申す。中大兄皇子は尙皇太子として政を輔け給ひしが、天皇崩じて後、位に即き給ふ。これを天智天皇第八代と申す。此の間に阿倍比羅夫蝦夷を征伐して大いに地を開き、又朝鮮にては新羅我に叛き百濟・高麗亡びたり。天皇専ら意を内治に留め給ひ、唐の制度に倣ひて種々の規則を制定せしめ給へり。大化の新政此に至りて始めて整ふ。此の規則は數度の修正を経、文武天皇第四十代の大寶元年紀元一千三百六十年に至りて完成せり。世に之を大寶律令といふ。律は罪を斷ずる標準を示

したるものにして、今日の刑法の如く、令は官制を始として、行政上に必要なる種種の規則を定めたるものなり。

大寶令に定めたる官制によれば、京都に二官・八省あり、地方に國・郡等あり。二官とは神祇官・太政官にして、八省とは中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内なり。神祇官は諸官省の上にありて神を祭ることを掌り、太政官は諸政を總ぶる所にして太政



太宰府跡

大寶令の官制

大臣・左右大臣・大納言等の官あり。國・郡には國司・郡司ありて各其の管内の政治を掌り、西海道は國防上・外交上の要所なれば、特に太宰府を置きて全道を治めしむ。又徵兵の法を設けて京都に衛府、諸國に軍團、邊要の地に防人さきもりを置きて警備に任せしめ、教育には大學寮だいがくりょうを京都に置き、國學を諸國に置きて官吏を養成するなど、諸般の制度大いに整ひたり。大寶令は此の後永く政治の根據となり、其の官制の如きは時に多少の變更あり、又多くは名のみとなりし時代ありと雖も、尙其の形式を存して明治十八年の官制大改革の際に及べり。

第八 奈良時代

奈良七代

文武天皇崩じて元明天皇第四十代位に即き給ふに及び、都を奈良に奠め給へり。實に紀元一千三百七十年和銅三年の事にして、今より凡そ一千二百年前なり。是より後、元正天皇第四十代・聖武天皇第五代・孝謙天皇第六代・淳仁天皇第七代・稱德天皇第八代の御五代を経て、光仁天皇第九代の御代に至るまで、御七代七十餘年の間は概ね此の都にましましき。世に此の間を奈良時代といふ。

佛教は聖德太子曩に興隆を圖り給ひしより次第に弘まり、奈良時代に至りて甚だ盛なりき。聖武天皇は殊に崇佛の御心深く、奈良に東大寺を建て、國毎に國分寺を置き給ひき。光明皇后亦深く佛教を信じて慈善の御心厚く、施藥院悲田院を設けて病に惱み餓に苦しむものを救ひ給へり。皇后は

奈良時代の 佛教

光明皇后

行基

藤原鎌足の子なる不比等の女なり。鎌足大功を立てしより子孫漸く榮え、遂に其の家より皇后を出すに至れるなり。佛教の盛なるに伴なひて、上下の尊信を受けたる僧侶も多く出でたり。中にも僧行基ぎやうきは聖武天皇の信任を蒙ること厚く、東大寺の大佛鑄造に盡力し、又諸國を巡りて道路を通じ、池溝を開くなど公益を圖ることも多かりき。されば時人之を尊びて行基菩薩ぼさつといへり。

玄昉と道鏡

されども佛教の盛なるに隨ひて其の弊も亦漸く現れ、僧侶の中には威權を恣にし爲に變亂の原因となりしものもありき。玄昉・道鏡の如き是なり。玄昉は學問に長じて宮中の信
用厚かりしが勢に乗じて專恣の行ありしかば、不比等の孫廣嗣ひろつぐ之を除かんとして兵を擧げたり。廣嗣の亂は間もなく

平げられしが、後、玄昉も亦退けられたり。其の後聖武天皇は位を皇女孝謙天皇に譲り給ひ、次いで淳仁天皇立ち給ひしが、間もなく孝謙天皇重祚し給ひき。これを稱徳天皇と申す。此の御代に道鏡無道の行多く、遂には天位をも覬覦するに至りき。されども忠烈なる和氣清麻呂ありて、「我が國家開闢以來君臣の分定まれり。臣を以て君とすること未だ之あらず。天日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人は早く除くべし。」との宇佐八幡の神教を奏せしにより、道鏡の非望は遂げられざりき。

稱徳天皇崩じ給ふや、廣嗣の弟百川もと_{かは}等策を定め、遺詔を奉じて光仁天皇を迎へ立て奉れり。天皇は御心を政治に留め給ひ、勤儉を行ひ、冗官じょうくわんを除き、前代の弊政を改め給ふ所多かり

光仁天皇

學者の輩出

き。

第九 奈良時代の文物

天智天皇始めて學校を起し給ひしより、我が國の學問は次第に進歩せしが、其の後大寶令の成るに及びて大學・國學の制も定まり、奈良時代に至りては、唐國との交通も繁くなりて、吉備眞備・阿倍仲麻呂・淡海三船など有名なる學者多く出でたり。中にも眞備・仲麻呂の如きは留學生中の秀才にして、唐の大家に讓らざる程なりき。眞備は歸朝の後朝廷に仕へ、累進して右大臣に至れり。又仲麻呂は久しく唐に留り、後遣唐使に隨ひて歸らんとせしが、難風に遭ひて果さず、遂に彼の地に歿せり。

學問の進歩に伴なひて種種の書籍も此の時代に撰ばれたり。是より先、聖德太子の編纂し給ひし歴史ありしも、蘇我氏の亡びし時概ね焼失して傳はらず。是に於て元明天皇は太安麻呂に勅して神代より推古天皇までの歴史を記して上らしめ給ふ。これを古事記といふ。是我が國にて最も古き史籍なり。天皇は又諸國に命じて其の國國の風



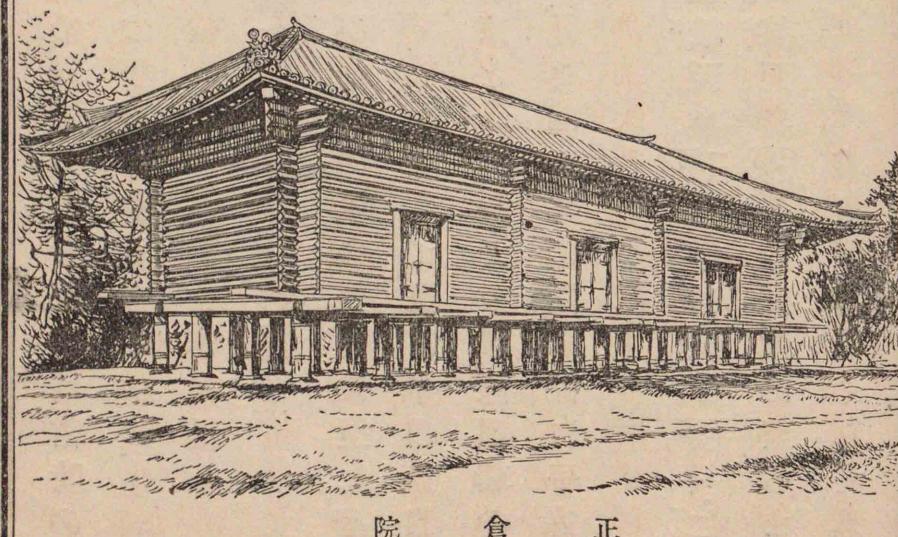
む望を空の土郷てりあに唐呂麻仲倍安

進歩 美術工藝の

土記どきを作りて上らしめ給ふ。是我が國地理書の始なり。次いで元正天皇は舍人とねり親王に勅して更に神代より持統天皇第十一までの歴史を編修せしめ給ひき。これを日本書紀といふ。是より後朝廷屢々歴史を撰せしめ給ひ、日本書紀と併せて六國史あり。其の記する所神代より始り、相繼ぎて紀元一千五百年代の中頃光孝天皇第五十^{八代}の御代に及ぶ。又和歌は奈良時代以前既に柿本人麻呂の如き名高き歌人ありて、其の道頗る盛なりしが、此の時代に至りて益盛に行はれ、山部赤人やまべのあかひと・大伴家持やかもちなどの名人多く出で、萬葉集まんえふしふといふ歌集も撰せられたり。

佛教の隆盛に連れて堂塔の建築佛像の彫刻佛畫の描寫等多く行はれ、大いに美術・工藝の進歩を促せり。聖武天皇の建

立し給へる東大寺の大佛は其の高さ五丈三尺餘、又之を安置せる大佛殿は高さ十五丈に餘り、木造の建築物としては實に世界に冠たり。天皇は又諸國に命じて國分寺に各七重の塔を建て、丈六の佛像を造らしめ給へり。かくの如くなりしかば、啻に建築・彫刻・繪畫のみならず、織物・染物・刺繡・漆器等の技術も著しく



進歩したり。奈良の正倉院を始め、同地方の寺院には、當時の文物を徵すべき工藝品・美術品の今尙存するもの多し。

第十 平安時代の初期 藤原氏の擅權

平安時代

平安時代の初期

平安時代の初期

桓武天皇第五十代は即位の初一たび都を山城の長岡に遷し給ひしが、紀元一千四百五十四年延暦十三年に至りて、更に今の京都の地に遷し給ひき。これを平安京といふ。是より後、源賴朝の幕府を鎌倉に開くに至るまで、凡そ四百年の間を世に平安時代といふ。

桓武天皇より平城天皇第一代・嵯峨天皇第二代・淳和天皇第三代・仁明天皇第四代・五十の御四代を経て、文德天皇第五代の御代に至るま

では、朝威頗る盛なりき。此の間には、從來叛服常なくして國



の累をなせし東北の蝦夷も坂上田村麻呂の征討によりて鎮静し、又前代より繼續せる唐との交通以外に、渤海國も屢々使を我に遣はして方物を貢し、彼我の往來漸く繁くなれり。渤海國とは奈良時代の初頃今の大溝の地に起りし國なり。又入唐留學せるものの中には、最澄・空海の如き名僧出でたり。最澄は歸

藤原良房の
榮達

朝の後天台宗を弘め、空海は真言宗を弘めて、共に世人の尊信を得、是より平安時代には此の二宗盛に行はれたり。かくて平安時代の初期には、政治もよく整ひたりしが、藤原氏權を擅にするに至りて次第に素れ、朝威亦漸く衰へたり。
藤原氏は一族次第に榮えたりしが、不比等の第二子なる房前^{さき}の曾孫^ぶ冬嗣^{とう}嵯峨天皇の信任を蒙りてより、其の家殊に榮えたり。冬嗣は淳和天皇の御代に左大臣となり、其の女は仁明天皇の皇后となりしが、其の御子文德天皇の御代の末には、冬嗣の子良房遂に太政大臣に任せられたり。人臣にして太政大臣に陞ること實に此に始れり。文德天皇の皇后は良房の女なり。天皇崩じて皇子位に即き給ふ。これを清和天皇第六代^{第五十}と申す。天皇は御年僅かに九歳にてましましければ、外

藤原基經
關白となる

祖良房をして萬機を攝行せしめ給へり。人臣にして攝政となるもの亦實に良房を始とす。

良房薨じて後其の養子基經亦攝政となり、陽成天皇^{第五十}の御代には太政大臣に任せられたり。天皇御病あり、基經乃ち之を廢して光孝天皇を迎へ奉る。是より基經の威權殊に盛なり。天皇の御子宇多天皇^{九代}は即位の御時既に御成年にてましませしが、尙特に詔して「萬機巨細^ことなく太政大臣に關白せよ」とのたまへり。是關白の始なり。此の後藤原氏の人人が常に御幼少の天皇を立て奉りて攝政となり、天皇御成長の後關白となりて政治を執るの例は實に此に開かれたたり。

菅原道眞と
藤原時平

かりしかば、宇多天皇之を憂へ給ひ、基經薨じて後菅原道眞を登庸し、基經の子時平と共に政を執らしめ、以て藤原氏の權力を抑へんと圖り給ひき。然るに天皇の御子、醍醐天皇第六十代の御代に至り、道眞は時平等の讒言によりて太宰府に遷され、藤原氏益榮えたり。

藤原氏の盛なるや、權力の爭は遂に其の一門の間に起れり。其の有力なるものは己が女を宮中に入れ、やがて其の女の生み奉れる皇子を天位に即け奉り、己攝關となりて權力を擅にせんとせり。之が爲には兄弟・叔姪も互に排斥して憚らず、其の争久しきに涉りしが、基經の玄孫道長志を得るに及びて權力は遂に其の一家に歸せり。道長は一條天皇第六十・三條天皇第七代・後一條天皇第六十・八代の御三代に仕へ、政に與ること

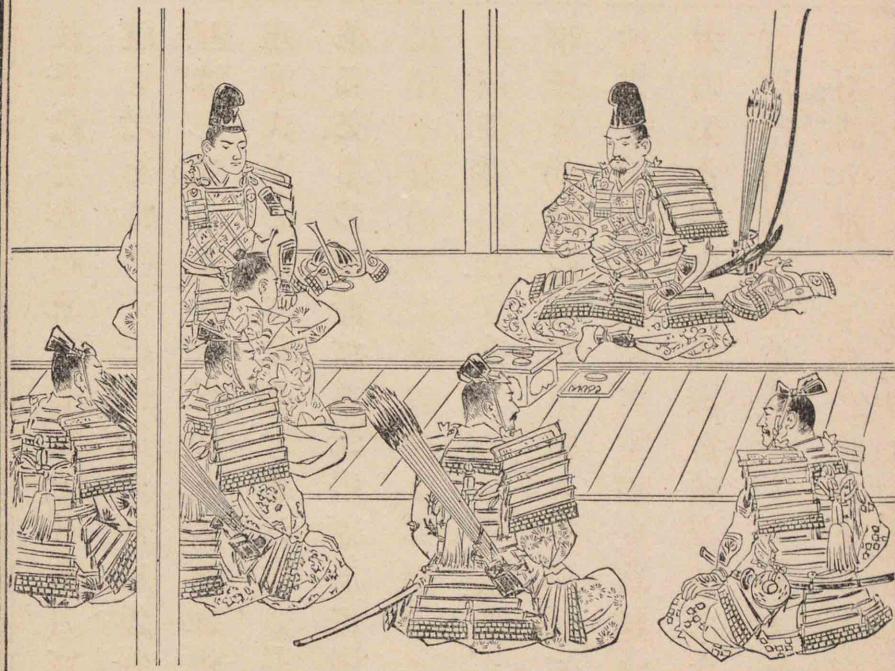
榮華道長の

三十餘年、其の三人の女は相次ぎて三代の後に立ち、外孫に當らせ給ふ御方には、後一條・後朱雀第六十・九代・後冷泉第十代の三天皇ましましき。されば道長の威權は並ぶものなく、其の富は皇室に過ぎ、最も榮華を極めたり。是より後、攝政・關白に任せらるるものは必ず道長の家筋に限らるるに至れり。

第十一 朝臣の榮華と武士の興起

莊園の増加

藤原氏擅權の頃には、朝臣多く詩歌・管絃の遊に耽り、世は太平無事なるが如くなりしも、國政漸く紊れて法令行はれず、勢力ある朝臣は莊園と名づけて多くの土地を占有し、國司を凌ぎ、租稅を納めず、天下の富を私し、以て榮華を極むるに至れり。



莊園益増加して國庫の收入は愈減少し、朝威隨ひて衰へ、流浪の民は年と共に多く、盜賊亦所々に蜂起せり。されど政府の武備漸く弛みて之を鎮撫する事能はず、地方の有力なる人は多く、其の從者を養ひて武技を練り、以て自衛の策を講ずるに至れり。

れを武士の起原とす。武士の勢力漸く盛なるに及びては、朝臣も之を援きて己が爪牙とし、政府も亦之に依頼して世の靜謐を圖ることとなれり。是他日政權武門に歸するの端緒なり。武士の中にて最も著れたるを源平の二氏とす。源氏は清和天皇の孫源經基に出で、平氏は桓武天皇の曾孫平高望に出づ。此の外に藤原氏より出でて武士となれるものあり。藤原秀郷の如きは其の一人なり。

平氏は其の祖高望上總介に任せられてより、一族多く其の地方に土着し、次第に東國に蔓延せり。紀元一千五百年代の末頃朱雀天皇一代の御代、高望の孫に將門といふものあり、京都に出て檢非違使とならんことを望みしが許されざるを怒り、亂を下總に起せり。其の勢強くして、伯父常陸大掾

平國香(くにか)を攻殺し、頻りに近國を侵し、遂には僞宮を下總に建てて新皇と稱するに至れり。此の頃又藤原純友といふものあり、曩に伊豫掾に任せられて、其の國に下りしが、任期満てども京都に還らず、海賊を從へて中國・四國の沿海地方を掠め、又人を京都に遣はし、火を放ちて都下を騒がしたり。されば久しく無事に馴れたる朝臣の驚は一方ならざりしが、東國にありては國香の子貞盛、藤原秀郷と力を合せ、追討の官軍の到るに先だちて將門を誅したり。是天慶三年紀元一千六百年の事なり。翌年純友も亦追捕使源經基等の爲に誅せられて、東西共に事定まるを得たり。世に之を天慶の亂といふ。是より貞盛・秀郷・經基等いづれも世に顯れたり。

平忠常の叛

天慶の亂後八十餘年後一條天皇の御代に、平忠常房總地方

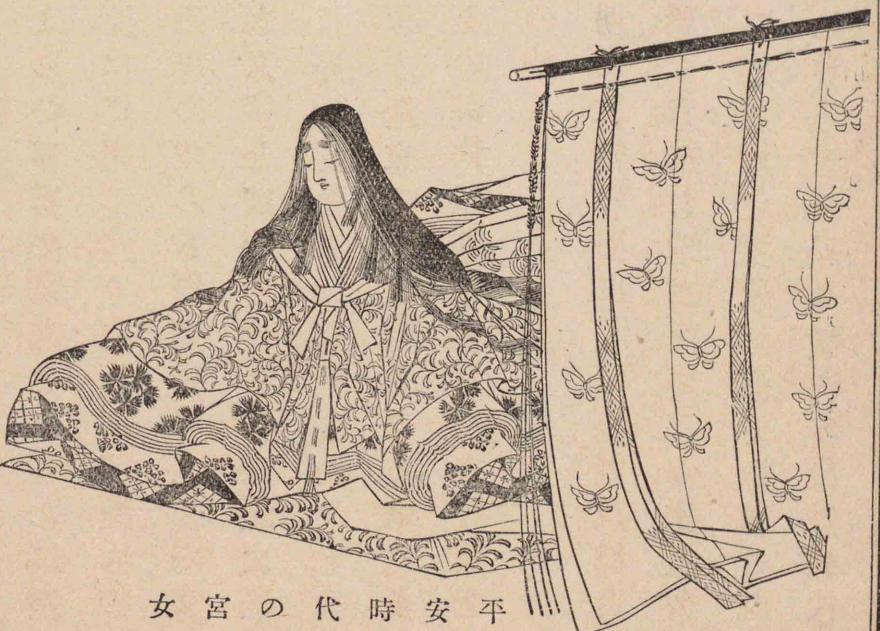
刀伊の賊の來寇

に據りて叛けり。其の勢熾にして容易に鎮定せざりしが、經基の孫賴信勅を受くるに及びて、間もなく之を平げたり。後一條天皇の御代には、又刀伊の賊の對馬・壹岐の二島を掠めて九州に來寇せるありき。刀伊とは今の朝鮮の東北に居たる種族なり。此の時藤原道長の甥隆家太宰權帥たりしが、部下を勵まして之を擊退せり。隆家の子孫肥後にありて武士となるものあり。菊池氏は即ち其の後なり。

第十二 平安時代の文物

上古の世我が國には文字なく、何事も唯口にて語り傳ふるに過ぎざりき。漢學の傳はるに及びて、文學は漸く開けたれども、文章は尙漢文のみにして、専ら男子の間に行はれしが、

奈良時代には既に漢字を用ひて我が國語を表すことが多くなれり。平安時代に入りては、漢字の草體若しくは扁旁より案出せられたる平假名・片假名漸く行はれて、國語を記すること容易になれり。假名文字は簡易にして、女子の間に行はれ、當時之を女文字といへり。藤原氏の人人争ひて己が女を宮中に納れんと



平安時代の宮女

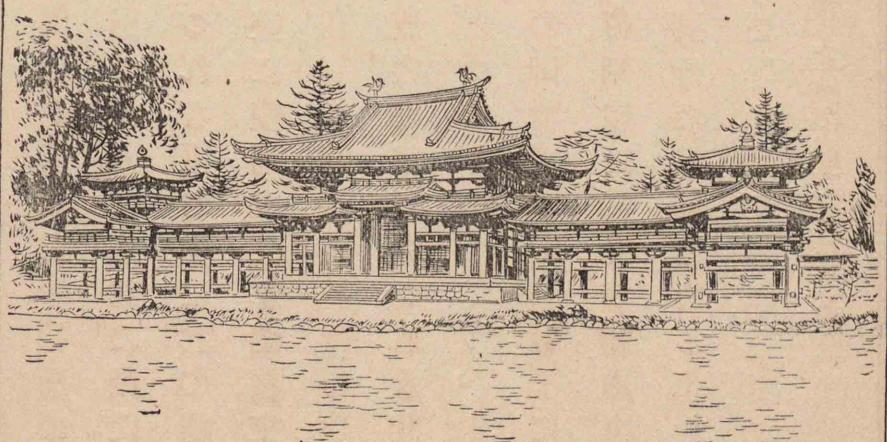
するに及び、文才ある女子を選びて之が侍女とせしかば、紫式部・清少納言等の才女多く世に出でたり。紫式部に源氏物語、清少納言に枕草子の著あり、いづれも假名書にして、國文の模範と稱せらる。かく假名文字盛に使用せられて國文學大いに起れり。

和歌も亦盛に行はれ、在原業平・紀貫之など有名なる歌人多く出でたり。貫之は醍醐天皇の御代に勅を奉じて古今集を撰せり。これを勅撰和歌集の始とす。

漢文學も亦平安時代の初期には頗る盛にして、小野篁・都良香など出で、次いで菅原道眞・三善清行など有名なる學者輩出せり。教育も亦盛に行はれ、大學・國學の外に勸學院・獎學院などの私立學校も設立せられたり。されど宇多天皇の御代

建築

の頃には、唐國も衰へて内亂さへ起るに至りしかば、天皇は遣唐使を遣はすことを停め給ひ、是より使節の派遣永く絶え、隨ひて漢文學は次第に衰運に傾きたり。朝臣の榮華に伴なひて、工藝・美術は頗る進歩せり。藤原道長の法成寺(ほぶじやう)を造るや、東大寺に劣らざらしめんとして大いに



平等院鳳凰堂

繪畫彫刻

工事を起し、公卿以下をして之を助けしめ、其の子賴通の之を督するに當りては、「たとひ公事を緩うすとも此の役には怠ることなかれ」と人人に命じたる程なりしかば、其の結構美を盡して、人目を驚かしたりといふ。賴通は又宇治に平等院を造れり。其の鳳凰堂は今尙存在して、當時に於ける建築・繪畫・彫刻等の進歩を示せり。又貴族の邸宅はいづれも壯麗にして、京都は實に華やかなる都となりき。

繪畫には巨勢金岡(こせのかなこ)あり、宇多天皇の御頃紫宸殿の障子に支那名臣の像を書きて其の名高く、彫刻には佛師定朝(ぢょうとう)あり、道長の爲に法成寺の佛像を造りて其の名を顯したり。

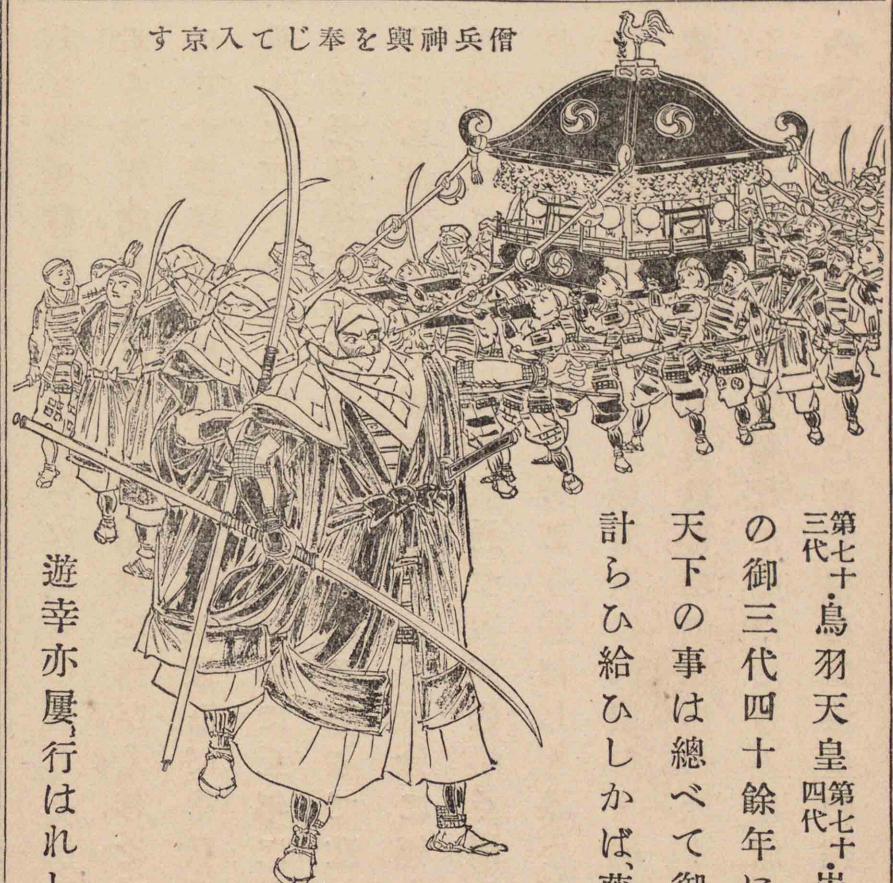
第十三 藤原氏の失權と院政 僧兵

藤原氏の盛時に當りては、御代代の天皇多くは其の出にして、政治は概ね藤原氏の爲すがままに任せ給ひしが、紀元一千七百二十八年治暦四年後三條天皇第七十一代の即位し給ふに及びて、藤原氏の威權漸く衰ふるに至れり。天皇は後朱雀天皇の御子にして御母は三條天皇の皇女にましましき。されば後朱雀天皇の遺詔によりて、早く御兄後冷泉天皇の皇太子に立ち給ひしも、關白藤原賴通は之を喜ばざりき。東宮にましますこと二十餘年、後冷泉天皇崩じ給ふに及びて位を繼ぎ給へり。天皇英明にして、東宮の御時より常に藤原氏の擅權を憤り、朝威の衰へて國政の亂れたるを憂へ、深く莊園の弊害を認め給ひき。されば即位し給ふに及び、先づ記錄所を設けて莊園を調査し、新置のものは悉く之を罷め、其の舊きも

のと雖も書類の分明ならざるもの、若しくは政治に妨あるものは皆之を罷め給ひ、又勤儉を尚び奢侈を戒め給ひき。是に於て舊弊大いに改り、皇威再び振ひて、藤原氏其の實權を失ふに至れり。されど天皇在位僅かに五年にして位を御子白河天皇第七十一代に譲り給ひ、尙院中にありて政を聽かんとし給ひしが、間もなく崩御ありしかば、十分に御志を遂げ給ふこと能はざりき。されば賴通すら其の早く崩じ給ひしを惜しみ奉りて、「邦家の不幸是より甚だしきはなし」といへり。

白河天皇も亦御父後三條天皇の御遺志を繼ぎて政治を親裁し給ひ、位を譲りて上皇となり給ひし後も、尙院中にて政を聽き給ひき。院政の例實に此に始る。上皇深く佛教を信じ給ひ、後薙髮して法皇と稱し給ひき。法皇の院政は堀河天皇

す京入てじ奉を興神兵僧



第七十・鳥羽天皇 第七十・崇徳天皇 第七十
三代・鳥羽天皇 四代・崇徳天皇 第七
五代・藤原氏の失權と院政、僧兵
の御三代四十餘年に涉り、其の間
天下の事は總べて御心のままに
計らひ給ひしかば、藤原氏の威權
愈衰へたり。
されど其の
院政の間に
は、寺院の建
築を始とし
て土木工事
頻りに起り、
遊幸亦屢行はれしかば、國用乏

僧兵

しくして政治復漸く紊れたり。

是より先、諸大寺は朝廷の崇敬甚だ厚く、且多くの莊園を有せしが爲に、勢極めて盛なりき。殊に僧侶の取締も亦昔日の如く嚴重ならざりしかば、無賴の徒多く諸大寺に集りて僧となり、佛法保護の名の下に武藝を練習して、遂に僧兵といふもの起れり。僧兵の勢漸く熾にして弊害益々多く、院政の頃に至りては殆ど其の極に達せり。中にも延暦寺・興福寺・園城寺の如きは最も著しく、各數千の僧兵を蓄へ、事によりて互に争ひ、又不平の事あれば直ちに大舉して朝廷に強訴するなど、横暴を極めたり。されば白河法皇も「天下に朕の意の如くならざるものは唯賀茂川の水と雙六の采と山法師とのみ」と嘆息し給へり。山法師とは延暦寺の僧徒をいふ。僧兵暴

行を恣にするに當りては、朝廷は常に武士をして之を鎮定せしめ、又京都を守衛せしめ給ひき。是源平の二氏次第に京都に勢力を得て、遂に天下の政權を掌握するに至れる一原因なり。

第十四 源平二氏の盛衰

源氏の隆盛

天慶の亂後武士の勢力は益强大となりしが、中にも源氏には、經基の子満仲、満仲の二子賴光・賴信、賴信の子賴義、賴義の子義家など、代代武勇のもの出でて藤原氏に信賴せられ、屢々諸國の亂を平げて、大いに其の名を轟かしたり。賴信が平忠常の叛を平げたるが如き、賴義・義家が前九年の役に安倍氏を滅し、次いで義家が後三年の役に清原氏の亂を定めたる

源氏の隆盛

が如き是なり。

平氏にありては、襄に將門叛し、後に忠常亂を起して並びに誅せられ、貞盛は將門を討ちて大功を立てしかど、其の後裔も亦次第に顯れずなれり。然るに貞盛六世の孫忠盛に至り、白河・鳥羽兩法皇の信任を蒙りて、再び其の家名を揚げ、次いで忠盛の子清盛、保元・平治の二度の亂に大功ありしに反して、源氏には義家の孫爲義、爲義の子義朝など、是等の亂に誅せられ、其の一族多く失はれしかば、盛衰俄に地をかへ、平氏は源氏に代りて勢を得たり。是より清盛は官位累進して、平治の亂後未だ十年ならざるに從一位太政大臣となり、やがて其の官を辭したる後も尙權勢を恣にせり。當時後白河法皇政を聽き給ひしが、院政は名のみにして、攝政・關白も亦唯

清盛の横暴

員に備るに過ぎざりき。是に於て平氏の勢は肩を並ぶるものなく、子重盛を始として一族多く高官に列し、其の莊園天下に遍く、清盛は遂に藤原氏の例に倣ひて其の女を高倉天皇第八代の中宮とし、己皇室の外戚うわいせきとなるに至れり。

清盛威權盛にして横暴の行漸く多くなるに及び之を憤るもの亦少からず、法皇の寵臣藤原成親なりちか・僧西光俊さくわこうじゅん・寛等くわんとうの如きは密に平氏を滅さんと謀りしが、事顯れて或は斬られ、或は流されたり。清盛の子重盛忠孝の心厚く、父の横暴を憂へて之を諫めしことも多かりしが、其の薨後は復諫むるもの無かりしかば、清盛は遂に法皇をも幽し奉りて憚らざるに至れり。かくて間もなく高倉天皇は僅かに二十歳の御齡にて、早くも位を安徳天皇第一代に譲り給ひき。天皇は清盛の女の

出にして、時に御年僅かに三歳にてましましき。

清盛の横暴かくの如く甚だしくなりしかば、源頼政は之を見に忍びず、遂に法皇の御子以仁王を奉じて兵を起せり。其の軍は宇治川の戦に敗れて、頼政は自殺し王も亦流矢に中りて薨じ給ひしが、かねて機をうかがひ居たりし源頼朝・義仲等の王の令旨を奉じて競ひ起れるあり、さしも盛なりし平氏も此の後僅かに六年にして全滅するに至れり。時に壽永四年紀元一千八百四十五年なり。平治の亂平ぎしより此に至るまで二十餘年に過ぎざりき。

源氏の舉兵

頼朝居所
鎌倉に定む

第十五 鎌倉幕府

初め源義朝の誅せらるるや、子頼朝時に年十三歳、翌年捕へ

守護地頭の
設置

られて伊豆に流されしが、以仁王の令旨を受くるに及び、直ちに起りて東國を從へ、居所を相模の鎌倉に定めたり。乃ち先づ侍所を置き、和田義盛よしもりを之が別當として武士を督せしめ、又政治・法律に精通せる大江廣元・三善康信等を京都より招き、公文所もんじよ・政所もんぢよ・問注所もんぢゆうじょを設けて政務に當らしめたり。

頼朝の天下を定むるを得しは弟義經の軍功に因る所最も多かりき。然るに頼朝は其の専斷を惡みて、鎌倉に入るを許さず、遂に人を京都に遣はして其の邸を襲はしむるに至れり。義經乃ち後白河法皇に奏請して頼朝追討の院宣を賜はりしが、事の成らざるを知りて出奔し、遂に踪跡を暗ませり。是に於て頼朝は廣元の言を用ひ、豫め謀叛人の出づるを防がんが爲に、法皇に請ひ奉りて諸國に守護・地頭を配置し、自

ら之を統べたり。守護は國府にありて主として軍事及び警察の事を掌り、地頭は公領・莊園の別なく之を置きて年貢ねんぐを取立つるを重なる職とす。是より國司の權は次第に守護に

移り、莊園の領主も亦漸次



朝 源 賴

其の權を地頭に奪はれた
り。抑、王政衰へて武士の勢
を得たること年既に久しう、
分に其の實力を發揮し、平
氏一たび政權を掌握せし
が、今や頼朝部下の武士を
守護・地頭として諸國に配

奥羽の平定

置するに及び天下の實權遂に頼朝に歸するに至れり。

義經の出奔するや、奥州に遁れて平泉なる藤原氏に頼れり。藤原氏は其の祖清衡が後三年の役に義家を助けて功を立てしより以來、代代奥羽にありて勢力を振ひたり。奥羽の地は僻遠にありて、平氏の盛時にも、其の威令尙十分此に及ばず。義經は曾て身を清衡の孫秀衡に寄せたることありしかば、今や鎌倉の探索嚴しくして隠るるに所なきに至り、再び此に來りしなり。然るに頼朝はかねてより奥羽を平げて全國を統一せんとするの志ありしかば、之を好機として、秀衡卒するに及び、先づ其の子泰衡を誘ひて義經を殺さしめ、更に泰衡の義經を匿^{かく}せし罪を責め、自ら軍を率ゐて遂に之をも滅したり。是より先、頼朝は將士を遣はして九州をも平定

せしめたりしかば、是に於て天下復頼朝に敵するもの無きに至れり。

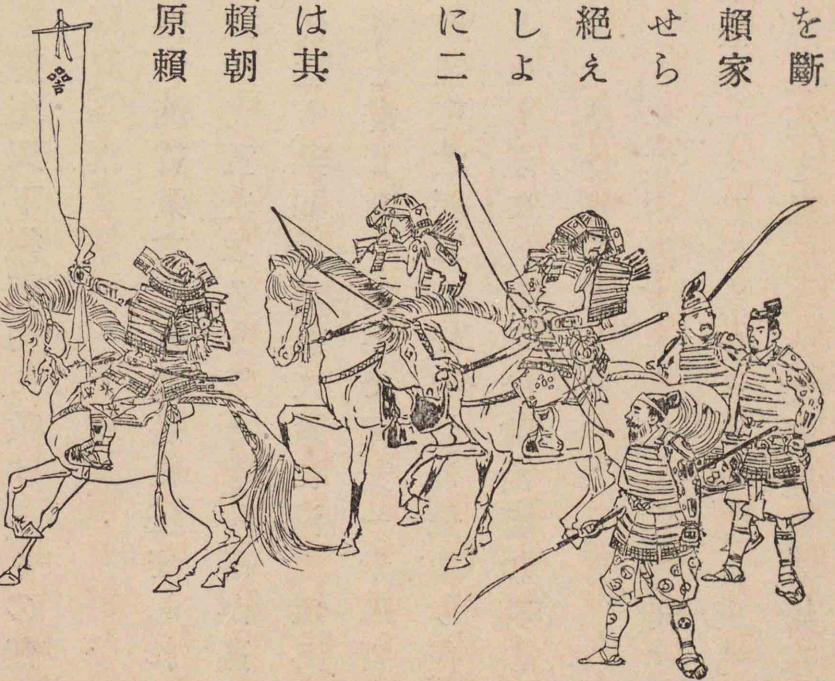
やがて頼朝入京して權大納言兼右近衛大將に任せられき。されども頼朝は名を捨てて實を取るを旨とし、平氏が藤原氏に徴ひて高位高官に陞り、柔弱に流れて遂に滅亡せる前例に鑑みて、間もなく官を辭したり。次いで紀元一千八百五十二年建久三年に至り更に征夷大將軍に任せらる。是より後、征夷大將軍は常置の職となり、遂には天下の政治概ね其の政廳たる幕府より出づることとなれり。

頼朝將軍職に在ること八年、其の間よく質素儉約を守りて民力を休養し、人才を登庸して政治を整へたり。されども猜忌の念深くして、曩に弟義經を殺し、次いで範頼をも疑ひて

亦之を殺し、自ら羽翼を斷ちしかば、其の薨後、子頼家は廢せられ、實朝は害せられて、源氏の正統遂に絶えたり。頼朝將軍となりしより、此に至るまで僅かに二十餘年なりき。

承久の亂

かくて實朝の母政子は其の弟北條義時と謀り、頼朝と聊かの血縁ある藤原頼經を京都より迎へて



士武倉鎌るけに場戰

時頼經年僅かに二歳なりしかば、義時執權として其の威を振へり。後鳥羽上皇はかねてより幕府の專横を憤り給ひ、機會だにあらば政權を朝廷に恢復せんとの御志を懷き給ひ。然るに實朝既に害せられて源氏の正統は絶えたれども、幕府は依然として勢力舊の如く、殊に義時威權を専らにせしかば、承久三年紀元一千八百八十一年遂に意を決して、北條氏を討ち給へり。されど官軍遂に敗れて御志成らず、却つて北條氏の勢力ををして一層鞏固ならしめたり。世に之を承久の亂といふ。是より後、北條氏は京都の六波羅に探題を置き、一族の人々を之に任じて京都の警備及び畿内・西國の政治を掌らしめたり。又鎌倉には藤原氏又は皇族より幼少なる將軍を迎へ立つるを常とせり。かくて鎌倉幕府は頼朝以來百四十餘年

の久しきに及び、紀元一千九百九十三年元弘三年北條氏の亡ぶるまで繼續せり。

第十六 鎌倉時代の文物

鎌倉時代

鎌倉幕府の創立は實に我が國政治上的一大事變なり。されば鎌倉時代の風俗・文學・佛教等も亦其の影響を受けて、大いに前代と趣を異にするものありき。

抑平安時代の末に當りて、藤原氏がたやすく平氏に其の地位を奪はれしは、榮華に耽りて柔弱に流れ、實力なきに至りしが爲なりき。然るに平氏も亦いつしか藤原氏と同様なる運命に陥りて、其の一門の滅亡を招きければ、頼朝は深く成敗の跡に鑑み、常に質素儉約を以て下を率ゐ、大いに武士道

風俗

を獎勵して、専ら意を實力の養成に用ひき。其の後北條氏代代執權たるに及びても、よく頼朝の遺法を守りて質素を旨とし、益尙武の風を盛にせり。されば武士は互に恩義を重んじ名を惜しみて死を畏れず、最も卑怯未練の行を賤しみ、其の遊戯の如きも流鏑馬・犬追物など勇ましきものを擇びたり。又狩獵によりて精神と身體とを練磨する



鎌倉時代の風俗

文學

が如きことも此の時代には屢々行はれたり。

此の時代には、學問は重に公卿・僧侶等の間に行はれたり。されど武士の中にも亦學問に志せしもの無きにあらず。北條實時・顯時の父子が武藏の金澤に文庫を設けて、和漢の書籍を集めたるが如き是なり。當時有名なる歌人には藤原俊成及び其の子定家・藤原家隆・僧西行等ありて、新古今集以下の和歌集續々勅撰せられたり。武人にも亦和歌を嗜むものありて、將軍實朝の如きは最も巧みなる人なりき。されど人々一般に武好みしかば、保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記など勇壯なる軍記類の讀物亦多く世に出でたり。佛教は平安時代の頃に盛なりし天台・真言等の諸宗稍衰へて、此の時代には新なる諸宗行はれたり。是より先、高倉天皇

の御代に當り、僧源空・淨土宗を開きしが、次いで其の弟子親鸞は後堀河天皇第八代の御代に真宗を開きたり。二宗いづれも其の説く所平易なりしかば、次第に世に行はれたり。又僧榮西は後鳥羽天皇二代の御代に宋より歸朝して臨濟宗を傳へ、弟子道元も亦後堀河天皇の御代に宋より曹洞宗を傳へたり。臨濟・曹洞は共に禪宗にして多く上流の信仰を得、京都及び鎌倉に大寺院の建立せられしもの少からず。又後深草天皇第九代の御代には、僧日蓮新に日蓮宗を唱へて、烈しく他宗を攻撃せり。是等の諸宗は説く所各同じからざれども、いづれも時勢に適し、廣く世に行はれたり。

工藝・美術も亦此の時代には、稍、平安時代と其の趣を異にせり。建築には禪宗と共に新に支那風の寺院建築法を傳へ、邸

宅も朝臣の華麗なるものとは異なりて、質素にして實用に適したる武家風のもの起れり。又繪畫には土佐光長・藤原信實等の名手現れて、繪卷物の類多く世に出で、彫刻には定朝の後裔なる運慶・湛慶等出でて、其の名を轟かせり。陶器の如きも從來其の製作頗る幼稚なりしが、加藤景正といふもの僧道元に隨ひて宋に赴き、支那の陶法を傳へ來りしより、其の技大いに進歩せり。

第十七 北條氏の滅亡

承久の亂後
の皇位繼承

承久の亂に北條義時は畏くも後鳥羽・土御門・順徳の三上皇を僻遠の地に遷し、仲恭天皇第八十代を廢し、後堀河天皇を立て奉りしが、天皇は次いで位を御子四條天皇第八十代に譲り給へ

り。天皇御幼少にて崩じ給ひ、皇子おはせざりしかば、北條氏は土御門上皇が御父後鳥羽上皇の承久の御企を諫め給ひしを徳として、御子後嵯峨天皇第八十代を立て奉れり。

後嵯峨天皇の御子後深草第八十代。龜山第九代の兩天皇相次いで立ち給ひしが、後嵯峨上皇は、龜山天皇の賢明なるを愛し、其の御子孫をして永く皇位を受けしめ給ふべきことを遺詔し給へり。然るに北條氏は龜山天皇の御子後宇多天皇第九十代の次に、後深草上皇の御子伏見天皇第二代を立て、次いで伏見天皇の御子後伏見天皇第三代を立て奉れり。是に於て後宇多上皇は其の後嵯峨上皇の遺詔に違へるを憤りて幕府を責め給ひしかば、北條氏は上皇の御子を立てて皇太子とし奉れり。是より後、後深草龜山兩上皇の御子孫かはるがはる即位

北條氏の施政

し給ひて、龜山上皇の御孫後醍醐天皇第六代 第九十に及べり。北條氏はかくの如く無道の振舞を極め、皇位の御繼承に容喙し不敬の行多かりしかど、人材も亦少からずしてよく頼朝の遺法を守り心を民政に用ひたり。中にも泰時は質素儉約を守り仁慈公平を旨とし、貞永式目五十一篇條を定めて、武家政治の據る所を示せり。其の孫時頼亦勤儉にして治を圖り、職を去りし後も、諸國を行脚あんぎやして、親しく民情を視察せり。されば人心北條氏に歸して、天下よく治り、鎌倉幕府は遂に北條氏の幕府たるが如くなれり。時頼の子時宗繼ぐに及びて文永・弘安の役起りしが、時宗果斷を以てよく外敵を退け國威を海外に發揚せり。

幕府の衰運

然るに弘安の役後は幕府の財政次第に困難になり、幕府の令に背くものあり。之に加ふるに時宗の孫高時に至り、性暗愚にして宴樂に耽り、政治を顧みざりしかば、天下の人心愈々幕府を離れたり。

後醍醐天皇

後醍醐天皇はかねてより北條氏の專横を憤り給ひき。されば幕府の人心を失へるに乘じ、之を討ちて政權を恢復せんと思召し、密に謀を運らし給ひしが、事忽ち鎌倉に聞え、幕府は御謀に與りし人人を捕へたり。されども御志は撓み給ふべくもあらず、高時遂に兵を發して京都に上らしめ、畏くも廢立を行はんとせしかば、天皇潛ひそかに笠置山に行幸し給ふに至れり。高時乃ち皇太子量仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光嚴院といふ。光嚴院は後伏見上皇の皇子なり。やがて賊軍笠置を陥るるに及び、高時は天皇を隱岐に遷し奉り、

勤王の兵起



皇子尊良親王及び藤原藤房・師
賢等の皇族・朝臣を流し、曩に御
謀に與りし藤原資朝・俊基等を
討して赤坂城に據り、天
皇を迎へ奉らんとせ
しが、笠置陥りて後も其の志
益固く、更に金剛山に千早城
を築き、屢々賊兵を破れり。皇子
護良親王も賊軍の追跡を免

田義貞・倉勤王の兵を河内に起
つ

れて兵を吉野に擧げ、令旨を諸國に下して義兵を募り給へ
り。是に於て播磨の赤松則村、伊豫の土居通増・得能通綱等義
兵を擧ぐるもの多く勤王の志氣大いに振へり。

天皇は隱岐にましまして勤王の兵の所所に起れるを聞召
し、六條忠顯を隨へ、潛に行在所を出でて伯耆に渡り給ふ。伯
耆に名和長年あり、天皇を迎へ奉りて船上山に奉ず。次いで
天皇は忠顯をして則村と共に京都の恢復を圖らしめ給ふ。
此時足利尊氏は高時の命によりて西上せしが俄に勤王
の軍に加り、忠顯等と兵を合せて六波羅を陥れ、遂に京都を
恢復せり。時に元弘三年五月七日なり。

是より先、新田義貞は護良親王の令旨を賜はりて高時を誅
せんと圖り、五月八日義兵を上野に起し、六波羅陥りし後、十

鎌倉陥る

後醍醐天皇
還幸

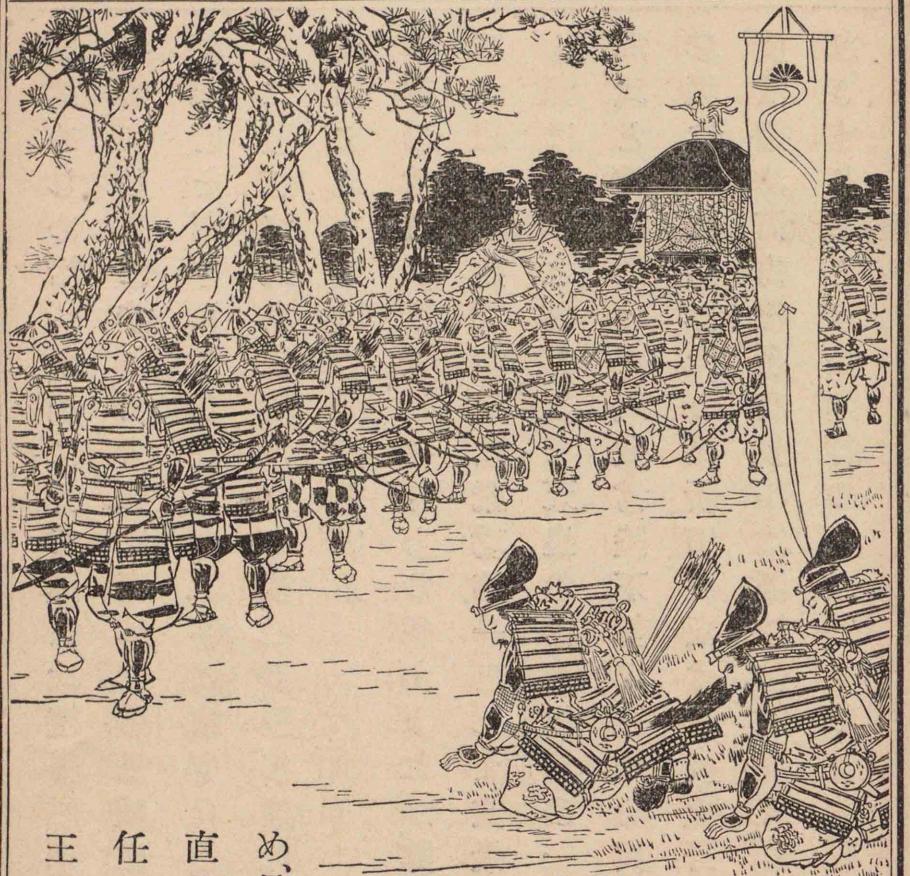
第十八 建武の中興

五日にして鎌倉を陥れたり。是に於て高時以下一族將士多く自殺して北條氏遂に亡び、隨ひて鎌倉幕府も亦倒れたり。

京都既に恢復せらる。後醍醐天皇之を聞召して、船上山を發し給ふ。楠木正成兵を率ゐて兵庫に迎へ奉り、鎌倉の捷報亦至る。上下歡呼せざるなし。天皇乃ち京都に還幸し給へり。實に元弘三年六月なり。

天皇還幸の後、親しく記録所に臨みて政を聽き給ひ、又當時兵亂の後を承けて領地に關する訴訟など甚だ多かりしかば、雜訴決斷所を置きて之を裁決せしめ給ふ。天皇又新に諸國の國司を任じて地方の政治を整へ給はんとし、特に北畠

建武の中興



顯家を
陸奥守
とし、皇
子義良
親王を
奉じて
奥羽に
鎮せし
め、足利尊氏の弟
直義を相模守に
任じ、皇子成良親
王を奉じて東國

を治めしめ給へり。是に於て藤原氏擅權以來凡そ四百七年の久しきに涉りて次第に衰へたる皇威は再び振ひ、源賴朝幕府を開きしより百四十餘年間續きたる武家政治はここに廢れて、天皇親政の古に復せり。翌年建武と改元す。よりて世に之を建武の中興といふ。

新政の弊害

中興の政はかく見るべきもの多かりしが、弊害亦之に伴なひて起れり。足利尊氏は勳功第一として賞最も重く、其の名も元は高氏と書きしを天皇の御名尊治たかはるの一字を賜はりて尊氏と改め、次いで武藏・常陸・下總の三國を與へられ、正三位参議に任せられたり。又新田義貞は越後・上野・播磨を、楠木正成は攝津・河内を、名和長年は因幡・伯耆を、それぞれ賞賜せられき。されども赤松則村の如きは早くより義兵を起し、殊に

京都の恢復につきて功多かりしに、恩賞は之に酬ゆるに足らず、今まで功勞もなき朝臣にして國司に任せられ、又は多くの莊園を賜はりしもの少からざりき。かくの如く賞罰其の當を得ざるものありしが上に、天皇は戦亂の後國民の疲弊甚だしきにも拘らず、諸國に課して大内裏を造營し給はんとの御事もありしかば、不平の聲頻りに起り、武人の大義に暗きものは中興の政を喜ばず、却つて武家政治の昔を慕ひ、天下將に再び亂れんとするに至れり。

新田氏と足利氏とは同じく源義家の子義國よしのくにより出でたり。義國の子義重よしげは上野の新田にありて新田氏を稱し、義重の弟義康よしあは下野の足利にありて足利氏を稱す。新田氏は代代幕府に屬せしかど、其の關係疎遠にして、隨ひて一族世に顯

るること少かりしが、足利氏は常に幕府に親しみ、殊に屢々北條氏と婚を結びて、勢望甚だ高かりき。されど足利氏は其の内心に於て、己源氏より出でながら北條氏の下に立つを快しとせず、尊氏に至りては自ら源氏の幕府を再興せんと欲し、將士亦心を之に寄するもの多かりき。義貞の鎌倉を陥るに及び尊氏は長子義詮を鎌倉に置きて將士の心を收攬したり。やがて直義、成良親王を奉じて來り鎮し、尊氏を除かんと圖り給ひし護良親王は却つて鎌倉に幽閉せられ給ふに及びて、東國の大勢は自ら足利氏に歸せんとせり。

たまたま北條高時の子時行兵ときゆきを起して鎌倉を攻む。直義之を拒ぎ利あらずして遁る。此の時直義は人をして護良親王を弑し奉らしめたり。かねて機を窺ひたりし尊氏は東國の

尊氏の反

變を見て乘ずべしとし、勅許を待たずして鎌倉に下り、時行を討ちて之を走らせしが、遂に其の地に據りて反し、義貞を誅するを名として兵を募れり。されば朝廷義貞に詔し、奥羽に鎮せる顯家と相應じて尊氏を討たしめ給ひしが、顯家の兵未だ到らざるに、義貞は足柄・箱根の戦に敗れて遁れ歸れり。尊氏乃ち直義と共に之を追ひて西上す。時に播磨の赤松則村亦反して尊氏に應じ、東西より京都に攻入りしかば、天皇難を延暦寺に避け給ひき。されど間もなく奥州より來れる顯家は義貞・正成等と共に大いに賊軍を破りて京都を恢復し、尊氏・直義西に奔りて天皇還幸し給へり。時に紀元一千九百九十六年延元正月なり。是より中興の業は廢れて天下の大亂となるに至れり。

尊氏京都入り正成に
死顯長年等戦す

第十九 吉野の朝廷

尊氏の西に奔りて兵を募るや、西國の將士之に應ずるもの多かりき。此の時肥後に菊池武時の子武敏あり。武時は曩に後醍醐天皇の船上山にましませし時に當り、北條氏の一族の九州に鎮せるものを討ちて戰死せしが、武敏亦父の志を繼ぎて勤王の軍を起し、尊氏を筑前の多多良濱に討つ。其の軍遂に利なかりしも、是より後、菊池氏の族は常に王事に勤めて變ぜざりき。尊氏は更に中國・四國の兵を合せ、此の年五月海陸兩路より京畿に迫らんとす。時に義貞は則村を播磨の白旗城に圍みたりしが、退きて兵庫に陣し、急を朝廷に奏す。朝廷乃ち正成に命じ、義貞を助けて共に尊氏の軍を防がしめ給ふ。然るに尊氏の兵勢甚だ熾にして、正成は湊川に戦

死し、義貞亦敗れて還れり。是に於て天皇は復延暦寺に行幸し給へり。尊氏・直義再び京都に入り、忠顯・長年等戦ひて之に死せり。曩に尊氏の西奔せしより此に至るまで、未だ半年ならざりき。

かくて尊氏は賊名を避けんが爲に光嚴院の御弟豊仁親王を擁立して天皇と稱せり。これを光明院といふ。間もなく尊氏は偽りて降り、使を行在所に遣はして天皇の京都に還幸し給はんことを請ひ奉り、天皇かりに之を許し給ひしが、尊氏之を花山院に幽し奉り、神器を光明院に傳へ給はんことを奏請せり。天皇乃ち已むを得ず偽器を受け給ひ、やがて潛に吉野に遷幸し行宮を定め給へり。實に紀元一千九百九十六年延元十二月なり。世に吉野の朝廷を南朝といひ尊氏の

義貞顯家等
戰死す

擅に京都に立てたるを北朝といふ。是より戰亂相繼ぐこと五十七年の久しきに及べり。

初め天皇の尊氏の請を容れて京都に還幸せんとし給ふや、特に思召す所あり、義貞をして皇太子恆良親王及び皇子尊良親王を奉じて北國を經營せしめ給ひき。是より義貞は越前の金崎城にありて賊軍に對抗せしが、翌年延元二年城中糧將に盡きんとす。義貞乃ち潛に城を出でて榎山城に赴き、兵食を調へ返りて賊を攘はんと圖りしも事成らず、金崎城遂に陥り、尊良親王は義貞の子義顯よしあきと共に自殺し給ひ、皇太子は執へられて後弑せられ給へり。されど義貞少しも屈せず、益勤王の兵を集めて一時其の勢を北國に振ひしが、翌年延元三年閏七月遂に越前の藤島に戦死せり。是より先、顯家も義良親

王を奉じて奥州を出で、義詮を鎌倉に破り、更に西上して京都を恢復せんとせしが、同年五月賊軍と和泉の石津に戦ひ亦討死せり。

かくの如く官軍の將士多く戦死して天皇は叡慮安からざる中に、紀元一千九百九十九年延元四年八月吉野の行宮に崩じ給ひき。義良親王位に即き給ふ。これを後村上天皇第七代と申す。此の時正成の子正行は一族を率ゐて行宮を守衛し、九州には武敏の弟武光の征西將軍懷良親王を奉じて恢復を圖れるあり、征東將軍宗良親王亦遠江にありて勤王の兵を募り給ひ、又久しく東國にありて其の經營に盡力したりし北畠親房も吉野に歸らせしかば、官軍復漸く振へり。然るに紀元二千八年正平賊の部將高師直等來り攻むるに及び、正行

官軍の形勢

之を四條畷に拒ぎて戦死し、天皇吉野を去りて難を賀名生かなふに避け給ふに至れり。

京都の形勢

京都にありては尊氏擅に幕府を開き、政務を直義に委ねたりしが、師直功に誇りて直義と權を争ふに及び、尊氏兄弟隨ひて不和を生じたり。されば直義は其の黨を率ゐて一旦朝廷に降りしが、又反して尊氏と和し、師直は直義の黨の爲に殺されき。されど尊氏兄弟の間は尙睦ましからず、尊氏も亦一時朝廷に降りて直義を攻め、遂に之を殺すに至れり。是より先、尊氏の子直冬ただふゆ直義の養子となりしが、直義に黨して父尊氏に抗し、直義の死後、朝廷に降りて又尊氏と争へり。かく賊徒の間には内部の争常に絶えざりき。尊氏の降りし時後村上天皇暫く海内を統一し給ひしが、幾ばくもなく義詮は

擅に光嚴院の御子彌仁王いやひとを擁立して天皇と稱せり。これを後光嚴院といふ。後數年尊氏病みて死せり。初め尊氏の皇族を擁立するや、皇室の御争の如く裝ひて人心を籠絡し、陽に之を尊びて専ら私利を圖れり。其の凶逆永く後人の指彈する所たり。

尊氏の子義詮家を嗣ぎ、やがて義詮の子義満父の後を承くるに及び、後龜山天皇第八代の還幸を奏請せしめしに、天皇之を許して京都に還幸し、神器を後小松天皇第九代に傳へ給ふ。實に紀元二千五十二年元中なり。後小松天皇は後光嚴院の御孫なり。

高等小學日本歴史卷一 終

附錄

年表 (上)

年月は總べて太陰曆に從ふ

紀元	天皇	年	月	摘要	要
元二	一神武天皇	元二	年正月	天皇檜原宮にて即位の禮を行はせ給ふ	功を定め賞を行ひ國造縣主を任じ給ふ
五九	同	六	年二月	豊鍬入姫命をして天照大神を大和の笠縫邑に祀らしめ給ふ	倭姫命をして更に天照大神を伊勢の度會に遷祀せしめ給ふ
五五	二崇神天皇	十	年九月	四道將軍を派遣し給ふ	人民の數を調べ始めて調役を課し給ふ
五三	同	十二	年九月	任那保護を請ふ、鹽乘津彥をして任那に鎮せしむ <small>(日本府の始)</small>	任那保護を請ふ、鹽乘津彥をして任那に鎮せしむ <small>(日本府の始)</small>
七〇	二垂仁天皇	二十五年三月	詳	倭姫命をして更に天照大神を伊勢の度會に遷祀せしめ給ふ	倭姫命をして更に天照大神を伊勢の度會に遷祀せしめ給ふ
七一	同	二十八年十一月		詔して殉死を禁じ給ふ	詔して殉死を禁じ給ふ
七二	三景行天皇	三十二年七月		野見宿禰の奏に依り埴輪を以て殉死に代へ給ふ	野見宿禰の奏に依り埴輪を以て殉死に代へ給ふ
七三	同	二十七年八月		熊襲叛く <small>(十二月に至りて平定す)</small>	熊襲叛く <small>(十二月に至りて平定す)</small>
七四	同	四十年六月		蝦夷叛く <small>(なく平定す)</small>	蝦夷叛く <small>(なく平定す)</small>

日本武尊伊勢能褒野に薨じ給ふ

神功皇后新羅を征伐し給ふ
熊襲復叛く

百濟縫衣の工女を貢す

弓月君百二十七縣の民を率ゐて歸化す

百濟より阿直岐來る

百濟より王仁來朝して論語・千字文を獻す

百濟鍛冶・織絹の工人を貢す(此の後屢々工)

阿知使主都加使主の父子十七縣の民を率ゐて歸化す

新羅造船の工匠を貢す

阿知使主等を吳に遣はし給ふ

阿知使主妹女兄媛弟媛織女吳織穴織を率ゐて歸る

(月に及ぶ)

詔して課役を免じ給ふ

(月に及ぶ)

武内宿禰薨ず

使を吳に遣はし給ふ(後十四年正月使者織女吳織漢)

阿知使主妹女兄媛弟媛を率ゐて歸る

始めて樓閣を造る

百濟釋迦佛の金銅像一軀及び幡蓋・經論を獻ず

百濟曆醫・易等の博士を貢す(此の後屢々學者)
(此の後屢々學者)

新羅任那を滅す

百濟造佛造寺の工人を貢す

蘇我馬子物部守屋を滅す

四天王寺を造る

始めて冠位十二階を行ふ

聖德太子憲法十七條を作り給ふ

佛師鞍作鳥をして丈六の銅佛・繡佛各一軀を造らしめ給ふ

小野妹子を隋に遣はし給ふ

法隆寺を造る

妹子歸る、隋使裴世清共に來る

隋使裴世清還る、妹子留學生等を隨へ再び隋に赴く

高麗僧曇徵等を貢す

(隋亡びて唐起る)

聖德太子薨じ給ふ

犬上三田耜等を唐に遣はし給ふ(遣唐使)

唐使高表仁來る、留學僧晏等之に隨ひて歸る

三三三	同	同	同	同	同	二五六	二四七	二五七																
三三四	同	同	同	同	同	二五八	二五六	二五七																
三三五	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三三六	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三三七	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三三八	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三三九	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三四〇	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																
三四一	同	同	同	同	同	二五九	二五六	二五七																

留學生高向玄理留學僧南淵請安歸る

蘇我入鹿聖德太子の子山背大兄王やましひおほえを弑す

始めて年號を建てて大化といふ

改新の詔を宣し給ふ

阿倍比羅夫蝦夷を討つ(遂に肅慎に及ぶ)

比羅夫再び蝦夷を討ちて北海道地方に至る

比羅夫再び肅慎を討つ

大化元年六月

同二年正月

十二年十月

二年十一月

四年(大化)六月

五年三月

六年三月

七年四月

八年五月

九年六月

十年七月

十一年八月

十二年九月

十三年十月

十四年十一月

十五年十二月

十六年正月

十七年二月

十八年三月

十九年四月

二十年五月

二十一年六月

二十二年七月

二十三年八月

二十四年九月

二十五年十月

二十六年十一月

二十七年十二月

留學生高向玄理留學僧南淵請安歸る	聖德天皇	十二年十月
蘇我入鹿聖德太子の子山背大兄王 <small>やましひおほえ</small> を弑す	孝德天皇	二年十一月
始めて年號を建てて大化といふ	天智天皇	四年(大化)六月
改新の詔を宣し給ふ	天武天皇	五年三月
阿倍比羅夫蝦夷を討つ <small>(遂に肅慎に及ぶ)</small>	光明天皇	六年三月
比羅夫再び蝦夷を討ちて北海道地方に至る	明天皇	七年四月
比羅夫再び肅慎を討つ	元明天皇	八年五月
大寶律令を頒つ	天智天皇	九年六月
新羅百濟を滅す	天武天皇	十年七月
唐高麗を滅す	光明天皇	十一年八月
都を奈良に遷し給ふ	明天皇	十二年九月
太安麻呂古事記を上る	元明天皇	十三年十月
詔して諸國をして風土記を上らしめ給ふ	天智天皇	十四年十一月
日本書紀成る <small>(以下光孝天皇の御代まで國史續續成る)</small>	天武天皇	十五年十二月
藤原光明子を立てて皇后とし給ふ	天智天皇	十六年正月
始めて皇后宮職に施藥院を置く <small>(此の年又悲田院を設く)</small>	天武天皇	十七年二月
藤原廣嗣叛す <small>(十一月誅)</small>	光明天皇	十八年三月
詔して每國に國分寺を造らしめ給ふ	明天皇	十九年四月
東大寺の大佛を鏽る	元明天皇	二十年五月
僧道鏡に法王の位を授け給ふ	天智天皇	廿一年六月
和氣清麻呂宇佐八幡の神教を奏す <small>(次いで大隅に流さる)</small>	天武天皇	廿二年七月
道鏡を貶して造下野國藥師寺別當とす	光明天皇	廿三年八月
清麻呂召還さる	明天皇	廿四年九月
都を山城長岡に遷し給ふ	元明天皇	廿五年十月
都を山城葛野郡宇太村に遷し給ふ、平安京といふ	天智天皇	廿六年十一月
坂上田村麻呂を征夷大將軍とし蝦夷を征せしめ給ふ	天武天皇	廿七年十二月
最澄空海遣唐使に隨ひ唐に赴く	光明天皇	廿八年正月
最澄歸朝して天台宗を傳ふ	明天皇	廿九年六月

一四六	五 平城天皇	大同元年十月	空海歸朝して真言宗を傳ふ
一四七	五三 嵐峨天皇	弘仁七年	空海高野山を開き金剛峰寺を創む
一四八	四 同	同十二年	藤原冬嗣勸學院を建つ
一四九	五二 五	同	藤原良房太政大臣に任せらる
一五〇	五三 五	同	天皇即位、良房をして萬機を攝行せしめ給ふ(政の始)
一五一	五四 五	同	在原行平獎學院を建つ
一五二	五四 五	同	巨勢金岡をして紫宸殿の障子に賢聖の像を畫かしめ給ふ
一五三	五四 五	同	高望王平朝臣の姓を賜はりて臣籍に列せらる
一五四	五四 五	同	遣唐使の派遣を停む
一五五	五四 五	同	道真薨す(後一五八三年(延長)本官を復して正三位を贈られ一條天皇正暦四年)
一五六	五四 五	同	古今集成る
一五七	五四 五	同	藤原時平を左大臣とし菅原道真を右大臣とす
一五八	五四 五	同	道真左遷せらる
一五九	五四 五	同	平將門誅に伏す
一六〇	五四 五	同	藤原純友誅に伏す
一六一	五四 五	同	經基王源朝臣の姓を賜はりて臣籍に列せらる
一六二	五四 五	同	延喜元年正月
一六三	五四 五	同	昌泰二年二月
一六四	五四 五	同	寛平元年正月
一六五	五四 五	同	寛六年九月
一六六	五四 五	同	延喜三年二月
一六七	五四 五	同	同五年四月
一六八	五四 五	同	天慶三年二月
一六九	五四 五	同	同四年七月
一七〇	五四 五	同	應和元年
一七一	五四 五	同	長元四年六月
一七二	五四 五	同	萬壽四年十二月
一七三	五四 五	同	刀伊の賊九州に寇す
一七四	五四 五	同	藤原道長の女彰子を立てて中宮とし給ふ(此の頃紫式部清少納言等才女多く出づ)
一七五	五四 五	同	法成寺成る
一七六	五四 五	同	道長薨す
一七七	五四 五	同	平忠常誅に伏す
一七八	五四 五	同	延暦寺僧兵三千餘入京して關白藤原頼通の第に強訴す
一七八	五四 五	同	頼通平等院に鳳凰堂を建つ
一七八	五四 五	同	安倍貞任誅に伏す、奥羽一たび平定す(前九年)
一七八	五四 五	同	天皇踐祚し給ふ(翌年始めて記録所を置き莊園の券契を調査し給ふ)
一七八	五四 五	同	天皇位を白河天皇に譲り給ふ(月崩御)
一七八	五四 五	同	延暦寺の僧兵大舉京に向ふ、武士をして之を防がしめ給ふ(院政)
一七八	五四 五	同	天皇位を堀河天皇に譲り院中にありて尙政を聽き給ふ(院政)
一七八	五四 五	同	清原武衡斬らる、奥羽平定す(後三年)
一七八	五四 五	同	延暦寺の僧兵大舉日吉神輿を奉じ入京す(此の後も屢々入)
一七八	五四 五	同	保元の亂
一七八	五四 五	同	清盛太政大臣に任せらる
一七八	五四 五	同	平治の亂
一七八	五四 五	同	仁安二年二月
一七八	五四 五	同	平治元年十二月
一七八	五四 五	同	保元元年七月
一七八	五四 五	同	保元の亂
一七八	五四 五	同	平清盛太政大臣に任せらる

一八三二	八〇 高倉天皇	承安二年二月	清盛の女徳子を立てて中宮とし給ふ
一八三五	同	安元元年	僧源空淨土宗を開く
一八三七	同	治承元年六月	清盛藤原成親僧西光俊寛等を捕へて斬流に處す
一八三九	同	同三年八月	平重盛薨す
一八四〇	八一 安徳天皇	同四年四月	清盛太政大臣藤原師長等の官職を奪ひ後白河法皇を幽す
一八四一	同	同	源賴政以仁王を奉じて諸源を招く(五月源賴政宇治川に敗死す、八月源賴朝起り九月源義仲起る)
一八四二	同	同	義仲後白河法皇の御所法住寺殿を襲ふ
一八四三	同	同	頼朝侍所を鎌倉に開く
一八四四	同	同	清盛薨す
一八四五	同	同	平氏天皇を奉じて西奔し義仲京都に入る
一八四九	八三 後鳥羽天皇	壽永二年七月	義經藤原泰衡の爲に殺さる(九月泰衡滅され)
同	同	同三年正月	頼朝侍所を鎌倉に設く
同	同	同二月	一の谷の戦
同	同	同三月	壇浦の戦
同	文治元年十月	屋島の戦	源義經頼朝追討の院宣を賜はる(翌月義經京都を遁る、下平均に守護地頭を置く)
同	五年閏四月	源義經藤原泰衡の爲に殺さる(九月泰衡滅され)	義仲誅に伏す
同	同四年二月	頼朝公文所・問注所を鎌倉に設く	
同	同	同	

一九三	八三 土御門天皇	建久元年十一月	頼朝入京して權大納言兼右近衛大將に任せらる(翌月之を辭す)
一九四	八四 公順徳天皇	同二年正月	鎌倉にて公文所を改め政所といふ
一九五	八五 仲恭天皇	同三年七月	僧榮西宋より歸朝して臨濟宗を傳ふ
一九六	八六 後堀河天皇	同四年八月	頼朝征夷大將軍に任せらる
一九七	八七 安貞元年	正治元年正月	源範頼殺さる
一九八	八八 元仁元年	建仁二年七月	將軍頼家征夷大將軍に任せらる
一九九	八九 嘉祐二年正月	同三年九月	源賴家征夷大將軍に任せらる
二〇〇	九〇 宽永元年八月	元久元年七月	將軍實朝害せられ弟實朝征夷大將軍に任せらる
二〇一	九一 後嵯峨天皇	承久元年正月	頼家害せらる
二〇二	九二 後深草天皇	同三年五月	將軍實朝害せられ源氏の正統絶ゆ(鎌倉に下る)
二〇三	九三 後嵯峨天皇	元仁元年	承久の亂起る(翌月幕府六波羅探題を置く)
二〇四	九四 宽永元年八月	嘉祐二年正月	僧道元宋より歸朝して曹洞宗を傳ふ
二〇五	九五 宽永元年八月	貞永元年八月	頼經征夷大將軍に任せらる
二〇六	九六 後嵯峨天皇	建長四年二月	將軍頼嗣廢せられ子頼嗣征夷大將軍に任せらる
二〇七	九七 後深草天皇	寛元二年四月	將軍頼嗣廢せらる(四月宗尊親王征夷大將軍に任せられ給ふ)

一九三	允後深草天皇	建長五年	僧日蓮日蓮宗を開く
一九六	允龜山天皇	文永三年七月	將軍宗尊親王廢せられ給ひ御子惟康親王之に代り給ふ
一九五	同	同五年閏正月	蒙古の國書鎌倉幕府に達す
一九四	同	同八年十一月	(蒙古國號を元と定む)
一九五	同	同建治元年九月	元使杜世忠等五人を相模龍の口に斬る
一九九	同	同弘安四年五月	元兵大舉して再び來寇す(閏七月元軍)(弘安)
一九六	同	同正應二年九月	將軍惟康親王廢せられ給ふ(翌月久明親王征夷大)
一九七	同	同延慶元年七月	將軍久明親王廢せられ給ふ(翌月御子守邦親王征夷大)
一九八	同	同正中元年	天皇北條氏を討たんとし給ふ、九月幕府御謀に與りし人人を捕
一九九	同	同元弘元年	ふ
一九九	同	同同二年九月	高時藤原資朝を佐渡に流し藤原俊基を釋す
一九九	同	同同二年三月	天皇再び北條氏を討たんとし給ふ、八月賊軍入京天皇笠置に行
一九九	同	同同二年三月	幸し給ふ
一九九	同	同同二年三月	高時量仁親王を擁立して天皇と稱す、笠置陥る(此の月楠木正成赤坂 <small>なを</small> を築く)
一九九	同	同同二年三月	高時天皇を隱岐に遷し奉る(五月藤原驪房等を流し六月資
一九九	同	同同二年三月	<small>城に據り翌年千早城</small>
一九九	同	同同二年三月	

一九三	三年閏二月	天皇隱岐を遁れて伯耆に渡り給ふ
一九三	年五月七日	足利尊氏・六條忠顯等京都を恢復す
一九三	年四月三十日	新田義貞鎌倉を陥れ北條氏亡ぶ、將軍守邦親王雑髮し給ふ
一九三	年六月五日	天皇京都に還幸し給ふ
一九三	年十月	北畠顯家義良親王を奉じて陸奥に赴く(十二月足利直義成良親王を奉じて鎌倉に鎮す)
一九三	建武二年七月	護良親王弑せられ給ふ
一九三	同	尊氏反す
一九三	年十一月	足柄・箱根の戦
一九三	延元元年正月	尊氏京都に入り天皇延暦寺に行幸し給ふ(次いで尊氏西奔し)
一九三	年三月	多々良濱の戦
一九三	年五月	正成渾川に戦死し天皇延暦寺に行幸し給ふ
一九三	年十月	尊氏豊仁親王を擁立して天皇と稱す
一九三	年八月	天皇京都に還幸し給ふ
一九三	年十二月	天皇吉野に行幸し給ふ
一九三	二年三月	金ヶ崎城陥る
一九三	三年四月	皇太子恆良親王弑せられ給ふ
一九三	年五月	顯家和泉石津に戦死す

一九九	九六	後醍醐天皇	延元三年閏七月	義貞越前藤島戦死す
二〇〇	九七	後村上天皇	同 年八月	尊氏擅に幕府を開く
二〇一	九八	同	正平三年正月	楠木正行四條畷に戦死す、天皇賀名生に遷幸し給ふ
二〇二	九九	同	五年十二月	直義朝廷に降る
二〇三	一〇〇	同	六年二月	尊氏直義相和し高師直兄弟殺さる(次いで兩人復)
二〇四	一〇一	同	七年十月	尊氏朝廷に降る(翌年復)
二〇五	一〇二	同	七年二月	直義殺さる
二〇六	一〇三	同	年閏二月	官軍京都を復す
二〇七	一〇四	同	年五月	足利義詮京都を奪ふ
二〇八	一〇五	同	年八月	義詮彌仁王を擁立して天皇と稱す
二〇九	一〇六	同	年十一月	足利直冬朝廷に降る
二一〇	一〇七	同	八年六月	官軍再び京都を復す(翌月復義詮)
二一一	一〇八	同	九年四月	北畠親房薨す
二一二	一〇九	同	十年正月	官軍三たび京都を復す(三月復尊氏)
二一二	一一〇	同	同十三年四月	尊氏死し義詮家を嗣ぐ
二一二	一一一	同	十四年八月	菊池武光少貳頼尚を筑後川に破る
二一二	一一二	同	同二十三年十二月	義詮死し義滿家を嗣ぐ

二〇一	一〇一	同	元中八年十二月	義滿山名氏清を滅す
二〇二	一〇二	同	同九年十月	天皇神器を後小松天皇に傳へ給ふ
二〇三	一〇三	同	年閏十月	

御 略 系 (上)

天照大神 天忍穗耳尊

天津彦彦火瓊杵尊 彦火火出見尊 彦波瀨武鷦鷯草葺不合尊

神武天皇 紘靖天皇 安寧天皇 懿德天皇 孝昭天皇 孝安天皇 孝靈天皇

孝元天皇 開化天皇 崇神天皇 垂仁天皇 景行天皇 日本武尊 仲哀天皇

仁德天皇 反正天皇 腹中天皇 市邊押磐皇子 仁賢天皇 武烈天皇 成務天皇

允恭天皇 安康天皇 雄略天皇 清寧天皇 安閑天皇 宣化天皇 欽明天皇

稚野毛二派皇子 意富富杼王 宇斐王 彥主人王 繼體天皇

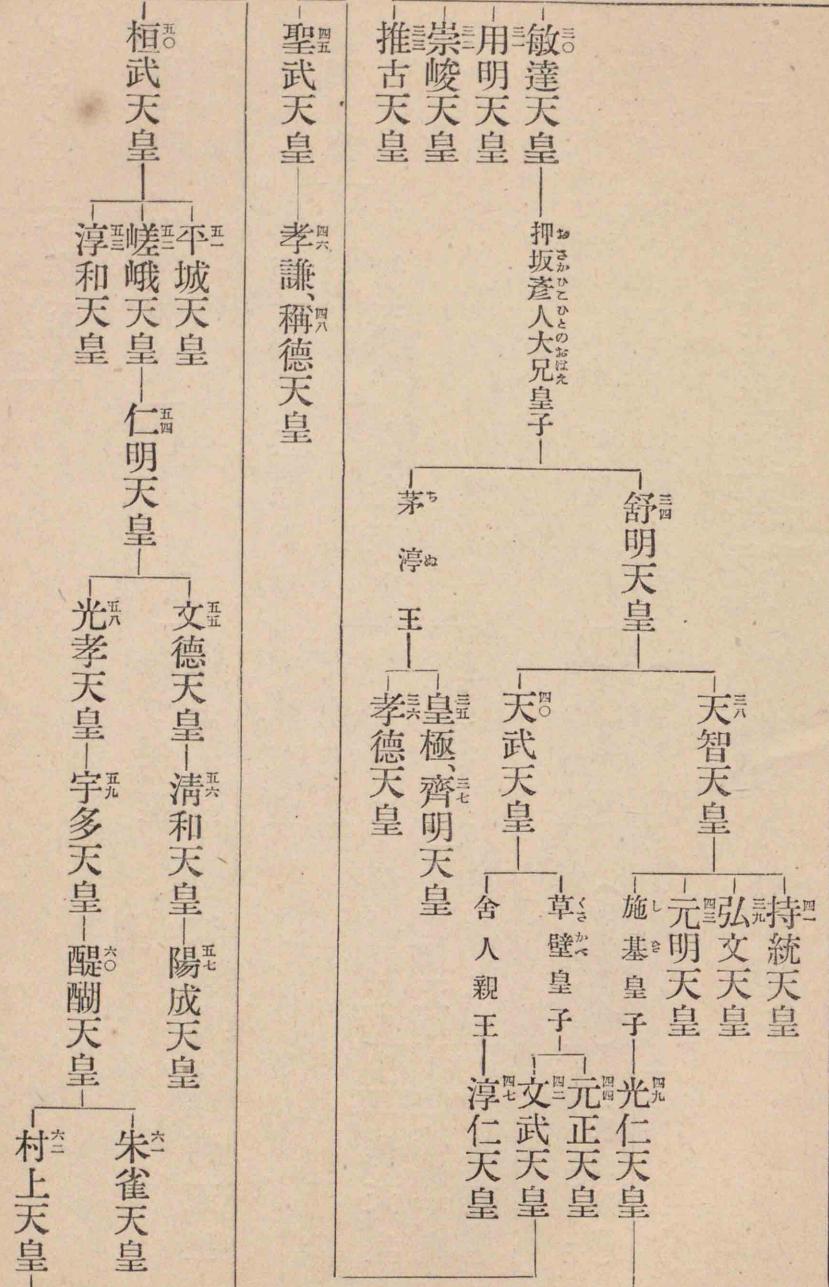
應神天皇 仁德天皇 反正天皇 允恭天皇 雄略天皇 清寧天皇 安閑天皇 宣化天皇 欽明天皇

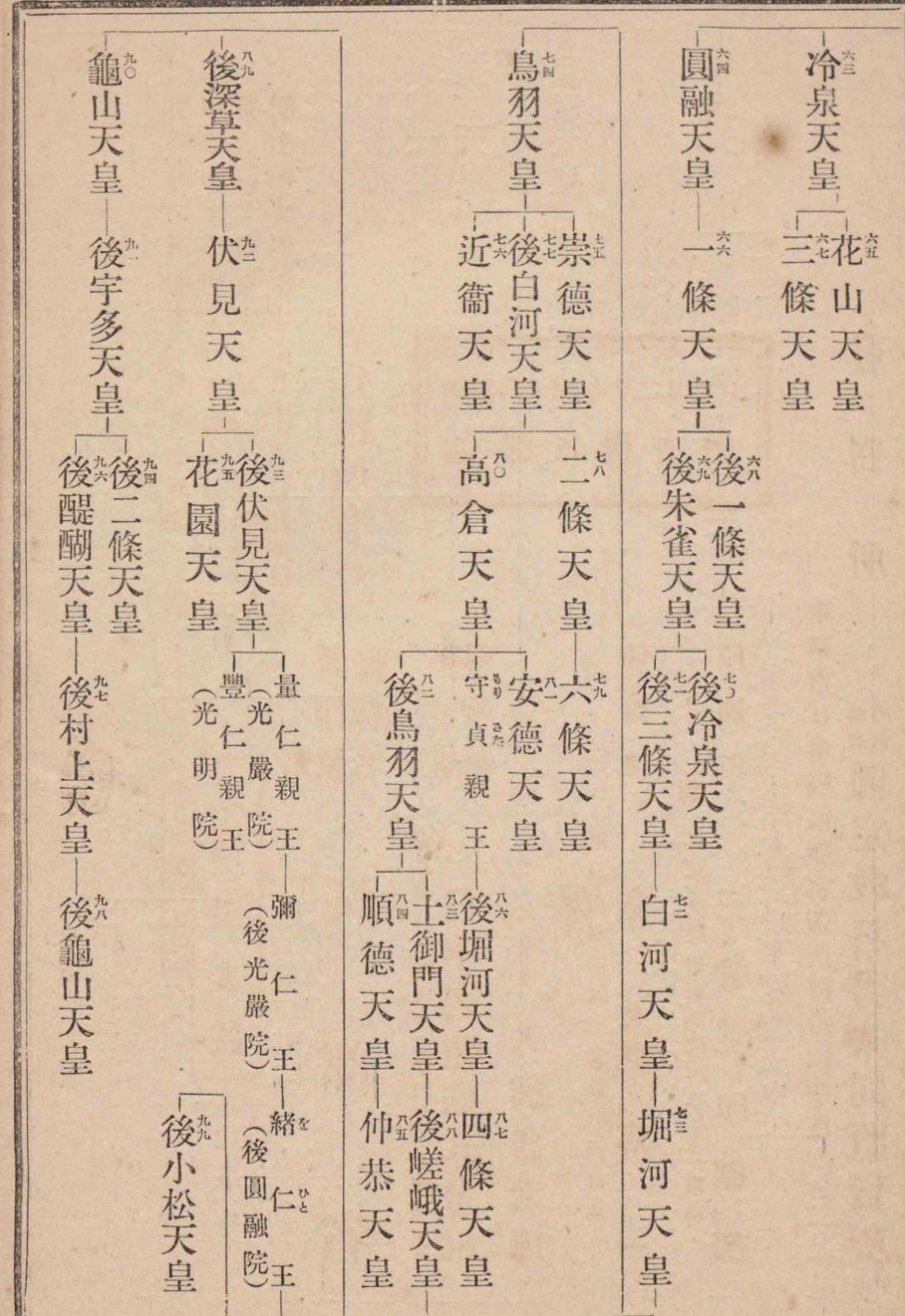
舒明天皇 天智天皇 弘文天皇 元明天皇

茅渟王 皇極、齊明天皇 舍人親王 光仁天皇 光武天皇 元正天皇

桓武天皇 敏達天皇 抑坂彥人大兄皇子

聖武天皇 用明天皇 崇峻天皇 推古天皇





著作權所有
發行者兼文部省



高等小學日本歷史卷二

定價 金九錢

著作權所有
發行者

發行者刻

東京市日本橋區新右衛門町拾七番地 3

日本書籍株式會社

代表者

大橋新太郎

東京市神田區三崎河岸十二號地
井忠一

東京市日本橋區新右衛門町拾六番地

印刷者 三省堂印刷部

發賣所 東京市日本橋區新右衛門町拾六番地

株式會社 國定教科書共同販賣所

明治四十四年十一月廿七日印 刷
明治四十四年十一月三十日發 行
明治四十四年十二月一日翻刻印刷
明治四十四年十二月十五日翻刻發行

明治四十四年十一月廿七日印 刷
明治四十四年十一月三十日發 行
明治四十四年十二月一日翻刻印刷
明治四十四年十二月十五日翻刻發行

著作權所有

著作權所有

著作權所有
發行者

定價 金九錢

文庫

11
051

広島大学図書

2500028051

